

第百七十四回国会

参議院農林水産委員会會議録第九号

平成二十二年五月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十三日

辞任

外山 斎君

米長 晴信君

五月十七日

辞任

主濱 了君

補欠選任

大河原雅子君

主濱 了君

補欠選任

森木 利治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

小川 敏夫君

一川 保夫君

岩本 司君

佐藤 昭郎君

山田 俊男君

大河原雅子君

大久保潔重君

亀井亜紀子君

郡司 彰君

森木 利治君

藤原 良信君

舟山 康江君

松浦 大悟君

岩永 浩美君

加治屋義人君

松下 新平君

渡辺 孝男君

鰐淵 洋子君

紙 智子君

衆議院議員

修正案提出者

梶原 康弘君

修正案提出者

西 博義君

農林水産大臣

赤松 広隆君

内閣官房副長官

松井 孝治君

内閣官房副長官

郡司 彰君

農林水産副大臣

舟山 康江君

農林水産大臣政務官

長安 豊君

国土交通大臣政務官

鈴木 朝雄君

政府参考人

農林水産省消費・安全局長

平尾 豊徳君

林野庁長官

島田 泰助君

国土交通大臣官房審議官

佐々木 基君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、外山斎君及び米長晴信君が委員を辞任され、その補欠として大河原雅子君及び森木利治君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、農林水産省消費・安全局長平尾豊徳君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松浦大悟君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の松浦大悟です。

質問に入る前に、一言、宮崎県の口蹄疫についてお願い申し上げます。

口蹄疫の被害の拡大が止まりません。畜産農家の皆さんもがっくりと肩を落としていらつしやいます。これまで政府としては対策本部をつくつたり様々な努力をされてきたことは承知をしておりますけれども、畜産農家のことを第一に考えた更なる努力をお願いしたいと思ひます。できることはすべてやるという意気込みで対策に臨んでいただきたい、そのことをまずもって冒頭にお願ひ申し上げます。

今日、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律案についてですが、民主党の政策研究会の中に森林・林業小委員会が設置されておりまして、今日お見えの梶原康弘議員が衆議院側の座長、そして参議院側の座長が私ということで務めさせていただきます。これまで森林・林業再生プランなどについて党の立場から検討をさせていただきましました。そうした経緯も含めて質問

をさせていただきますと思ひます。

まず、修正案提出者の梶原議員にお聞きいたします。

今回の修正案では、木材の利用が林業の振興だけではなくて地球環境の面でも求められていることがより分かりやすく明記されていると思ひます。国産木材の利用が更に高まるような修正が衆議院でなされたこと、関係各位の御努力に敬意を表したいと思ひます。

ところで、今回修正された中には国の責務が追加されてございます。さらには、関係者の責務をなくし、事業者と国民の努力を新たに設けてあります。その目的と意義をお聞かせください。

○衆議院議員(梶原康弘君) 国の責務について三点追加をいたしました。

まず一点は、木材利用促進のための研究であるとか技術開発、あるいは人材育成をしなければいけないということ。第二に、建築基準法の見直しをするということ。そして第三に、木材利用促進のための財政上、金融上の措置に努めるという規定でございます。

特に、建築基準法については、一般的に木造は燃えやすいんじゃないかと弱いんじゃないかと、こういった先入観があるのではないかと、こういったことから察せられるように、建築基準法においても木造について少し厳しい規定があるのではないかと、こういうことでございまして、これをしっかりと検証して専門的な見地から見直してもらう必要があるのではないかと、こういうことでございます。

そして、もう一つ、関係者の責務規定について若干見直しているわけでありますけれども、木造利用の範囲というものを民間の住宅まで拡大したわけでありましても、そういった中で、国民の努力規定というのか、そういったところも設けて

いるわけでございます。国、地方公共団体、そして事業者、国民と、それぞれ明確に努力あるいは責務規定を設けて、より木造利用の促進を高めていきたいと、このように考えているところでございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

より一層国産材の利用促進を図る内容になったと高く評価をさせていただいております。

続いて、政府に質問させていただきます。

今回の修正案は、森林・林業再生プランの具体化の中で現在検討が進められている課題とかなり重なる部分があるのではないかと感じております。

今回の修正で、国の責務として、木材利用の促進のための取組への支援や規制の改革、研究や技術開発、人材育成等の措置の努力などが盛り込まれましたが、これによりまして政府としてはどのように取り組まれるか、御決意をお聞かせください。

○大臣政務官(舟山康江君) お答えいたします。

今、修正案提出者の梶原議員からも御説明いただきましたけれども、より一層木材利用の促進に向けて、公共建築物だけではなくほかの住宅、公共施設についても更に利用を進めていくと、そういった内容を盛り込んでいただいたことは、非常に木材の利用の促進に向けては大きな力になっていくのかなと思っております。

そういう中で、今回のこの法律でありますけれども、まずは、一つの起爆剤として、木材利用全般の拡大を図るための起爆剤として、何とかまずは公共建築物、そして一般住宅、そしてその他の公共物ですね、そういったものを進めていきたいと思っております。

具体的に、政府といたしましては、例えばまずはやはり一番見えるところで、シンボリックに一番見えやすいところ、公共建築物の木造化、木質化を図ることによってやはり多くの人に木造の建築を知っていただくと、そういった効果が期待できるのではないかと感じております。

それから、やはり木造は弱いですが、火事に弱いんじゃないか、耐火を考えたときにはやはり木造は駄目なんじゃないかといった声がありますけれども、そうではないと、耐火性能に優れたそういった木材製品の技術開発それから実用化、こういったものも図っていくべきではないかと思っておりますし、今なかなか強度が弱いということでは使われていないのは部分なんかに使えようという、そういう技術開発も進めているところです。

更に言えば、やはりこういった技術の開発とともに、さらにそれを使う人、それを造る人、そういった人材の育成も必要だと思っております。木造の設計に対応可能な建築士の育成というのも進めていかなければいけないと思っております。これにつきましては、当然、建築士や大工さん、工務店等に対する技術講習会なども実施しなければいけないと思っておりますし、また、そういった建築を担っている国土交通省さんとも密接に連携する中で様々な人材育成、それから検討会、そういったものも開いております。一つの具体例を申し上げますと、木のまち・木のいえ推進フォーラムと、こういったものを共同で開催しております。この中で人材育成それから住宅業界のニーズに応じた体制づくり、そういったものも進めています。

いずれにいたしましても、しっかりと様々な連携の中でこういった取組、後押し、人材育成、それから制度面の充実、そういったものをきちんと取っていきまして、まさにコンクリート社会から木の社会へと、そういった転換を図るべく更なる推進を進めていきたいと思っております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

舟山政務官が、木は弱いのではないかと先入観があるという話、今伺いましたけれども、私の地元秋田県の北部には大館樹海ドームという建物があります。この大館樹海ドームの屋根の部分には二万五千本の秋田杉が使われている。ここではサッカーですとか野球といったスポーツ、それ

からコンサートなども行われているんですね。当時これができたときに、ああ木材を使ってこんな建築物ができるんだと大変驚いた記憶がございます。秋田県では、このほかにも新しくできる小学校にはほとんど秋田杉が使われていますし、町営住宅などにも使われている。そうした意味におきましては、この法律に先駆けて先進的な取組をしている県ではないかというふうに自負をしております。この法律ができることによって更に木材の利用が促進されるのではないかと秋田県の林業関係者も大変期待をしているところでございます。

それで、今回新たに国民の努力規定が設けられました。この件について伺いたいんですが、国民の木材利用を増やすためにはまずは国民の皆さんに木材に関する正しい情報を得てもらわなくてはならないと、その上で木材を魅力的なものだと感じてもらうなくてはならないと思っております。

その意味で、国や地方自治体による木材普及の取組が重要だと考えますけれども、特に地方自治体による地域木材の普及の取組は木材の地産地消の面でも大変重要だと思います。国及び地方自治体においてどのように普及促進を図るお考えか、お聞かせください。

○大臣政務官(舟山康江君) ありがとうございます。

まさに委員御指摘のその秋田県の事例などは、木材でこんなことができるのかと、そういった実際の事例としてもっと広く全国民に紹介していかねばいけないなと思っております。

そのほか、各地において様々な、今まで木では無理だったのではないかとと思われる施設に対して相対的な木材の利用が進みつつありまして、そういった事例をまずはしっかりと普及していくと、これはやはり国の大きな責任なのかなと思っております。

更に言えば、国は、今回の法律におきまして木材の利用促進に向けて基本方針を定めることになっておりますので、そういう基本方針を作り、また、国土交通省さんで整備を予定しております木

造建築物に係る官庁営繕の技術基準、こういったものについて広く地方公共団体などへ周知することも必要ではないかと思っております。やはり地方段階では、これには木は使えないなという、先ほどから先入観という言葉は何度か言っていますけれども、なかなかそういったところが払拭し切れないような状況がありまして、そういった基準をしっかりと作る中でやはりまずは周知をしていくと、まず国から地方公共団体、そして地方公共団体から住民段階へとしっかりと周知をしていくことが必要なのかなと思っております。

その手法といたしまして、各種シンポジウム、キャラバン、ホームページの開設などでPR活動を積極的に展開していかねばいけないと思っております。特に一般住宅につきましては、戸建てでは八割ぐらいが木造なんですけれども、外材に押されている部分が多々あります。その外材を国産材に置き換えていくという意味におきましては、やはり地域産材がきちんと使えるような仕組みづくり、これも先進事例が幾つかありますので、そういう事例紹介、それから製品開発、あとは地域段階での、せつかく近くにある山の木をきちんと加工して供給できる体制の整備、こういったものも応援していかねばいけないと思っております。

いずれにいたしましても、今日は国土交通省から長安政務官にも来ていただいておりますけれども、しっかりと国土交通省さん、それから学校でいえば文科省さんとも連携をしなければいけないと思っております。そういった関係各省と連携しつつ、住宅などにおける国産材利用が図られるように、必要な情報提供それから施策、しっかりと進めていきたいと思っております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

ところで、国産材を十分に活用するためには路網整備をしつかりとやって間伐材を運び出さなければいけない。ところが、その路網整備をするときに、木を切りたくても山の持ち主が分からないというケースが大変多いというふうに伺っております。

ます。地籍調査や土地分類調査などが進んでいないと。

内閣府が行ったアンケート結果によりすると、森林の所有境界が明確になっていない場所が七割以上あると答えた自治体が一五・九%、五割以上が二五・〇%、三割以上が二〇・〇%ということで、確定作業は年々難しくなっているんだそうです。

例えば、財産を分けるときに山を分割して相続した子供たちが都会に行ってしまうとどこに住んでいるのか分からないといったようなケース、こうした場合だと所有者を捜すといってもこれは大変困難な作業になってしまふということなんです。

今、どんな荒廃林であっても所有者の許可がなければ木を切ることはできないようになってくる。そうではなくて、森林というのは確かに個人の財産ではありますが、それと同時に社会共有の財産でもあるという、こういう観点から、所有者が分からない場合には、その地域の人たちの合意があれば整備のためであれば木を切り出せるような何か公的な仕組みとかシステムがあるべきではないか、そういう仕組みをつくるべきではないかというふうに思っていますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○大臣政務官(舟山康江君) お答えいたします。

今の御質問の中にもありましたけれども、やはり森林という、特に民有林であれば私有財産なわけですから、これを何の手続も経ずに、何となくでしようか、周りの人がそういった社会的な要請の中で勝手に整備をする、勝手に切ったりするというのは、やはりこれは財産権の侵害にも当たりますので、なかなか厳しいのではないかと思います。

それよりも、むしろなぜ関心をなくしてしまったのか、なぜ放置したままそれこそ都会に出て、本来、財産価値があるものであれば、そんなもつたいない、放置なんてしないわけであって、やはりそここのところの問題をもう一度見直していか

なければいけないと思います。やはりそこが、財産価値のあるものなんだ、しっかりと整備をして切って売れば一定程度の収入があるという、こういう流れをつくることによってやはり所有者に関心をまず持ってもらいたくということ。

それから、なかなか個別で施業をしても採算が取れない、もうからないといったそういう状況に對しまして、やはり集約化をしてしっかりと採算が取れるような、そういった仕組みも応援していかなければいけない。このところ集約化施業というものを推進しているわけなんですけれども、そういう取組を通じてまずはやはり森林に、自分の持っている財産に興味を持っていただくと、そういった取組が必要なのかなと思っています。

そういう中で、今御指摘がありました、実際にこれからしっかりと森林を育てていく、まさに地球温暖化にも貢献し、きちんとした木材を供給していくという体制を取るために、やっぱり一定の管理、まさに間伐をしなければいけないわけなんですけれども、境界が不明確ということで間伐が進んでいないという事例が本場にたくさんあります。

そういう中で、今、農林水産省においてはその境界の明確化のために森林整備加速化・林業再生事業というものをこれ実施しておりますし、それから、この境界の明確化ということについては、これもまた国土交通省さんときちんと連携していかなければいけないんですけれども、山村境界基本調査というものが国土調査事業として位置付けられておりまして、まさにこの地籍調査をしつかりと進めていくと、今までもやっていただいているんですけれども。

これから次期国土調査事業十箇年計画というものが策定されるようなんですけれども、これについて、今、前段の調整を鋭意進めているところですので、これについても国土交通省と一層の連携を強化して更に境界の確定作業を図っていく、加速化していくと、そういった方向で今合意をしているところでありますので、こういった

ものもしっかりと進めていきたいと思っています。

更に言えば、さっきの話に戻りますけれども、やはりもうかるような仕組みとした事業を行えるような仕組みづくりですね、これについては、施業集約化・供給情報集積事業といったものがありまして、今、不在村地主さんとか、なかなか、いいよ、もう、もうからないからやらないよといった人たちに働きかけて、しっかりと集約化施業ができるような、そういう仕組みもつくっております。かなりコスト提案をして、ちゃんと収入があるというようなこともやっております。

いずれにしても、昨年十二月に公表いたしました森林・林業再生プランを踏まえまして、森林整備の意欲を高める、もうかる林業の実現に向けて、集約化施業、それから森林整備の在り方、今鋭意、幾つかの委員会に分けて検討しているところですので、こういう結果も踏まえて更なる必要な施策をこれから推進していきたいと思っております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

それから、忘れてはならないのは、持続可能な森林資源をつくっていくためには生物多様性の観点からも考えなくてはならないと思っています。山が荒れることによって野生動物が里に下りてくるケースが増えております。

林業として産業に活用するゾーンと、そうではなくて、野生動物の生息地域を守るために例えばブナなどの広葉樹を復元させるゾーン、こうしたしつかりとしたゾーニングを行っていくことが大切だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○大臣政務官(舟山康江君) ありがとうございます。

御指摘のとおり、森林は様々な動植物が生息、生育し、複雑な生態系を構成するなど、生物多様性の保全において重要な要素でありまして、間伐の適切な実施とともに広葉樹林など多様な森づくりを進めていくことが重要な課題だと認識しております。

かつては、特に国の造林、植林というものは針葉樹にかなり特化したような状況がありましたけれども、やはり今ここに来まして、すべてが針葉樹林で植林をするべきじゃないという、そういった方向に徐々に今転換しております。やはりある部分は広葉樹林をもつと育てなければいけない、若しくは針葉樹と広葉樹の混交林の育成によって豊かな生態系をはぐくむべきではないかと、そういった方向に随分と政策が転換しております。

そういう中で、多様な森づくりというのをこれから推進していくという方向に、特に平成十八年の基本計画におきまして相当大きく方向を転換しておりますので、そういう中でこういった多様な森づくり、豊かな森づくりによって生物多様性をしっかりと保護していくと。まさに今年COP10、生物多様性締約国会議が名古屋で開催されることもありますので、そういう観点も含めて、しっかりと森林の整備、生物多様性の保全に寄与していきたいと思っております。

更に言えば、今、保護林というものを全国八百四十一か所設定しております。委員の御地元の白神山地もそうですし、私の地元の朝日山地もそうなんですけれども、そういった保護林というのはやはりきちんと整備、保護をしていくと、そういったゾーニングもしておりますので、そういう中で生物をしっかりととらえ、豊かな森をつくる、それはひいては環境にも貢献すると、そういう役割をしつかりと果たせるような森づくりをこれからも進めていきたいと思っております。

○松浦大悟君 済みません、最後に長安政務官にお伺いしたいと思います。

建築基準法の話、先ほど来出ておりますけれども、この建築基準法を見直し、伝統的な構法を再評価しようじゃないかという声が広がっております。アメリカ由来のツーバイフォーだけではなく様々な建築様式があつてもいいということで、実は今日は伝統的建築文化を継承、発展させるための法整備を求める院内集会も行われていて、大工

さんたちが様々な提言をされております。

国交省も二〇〇八年から見直しをされていると伺っているんですが、どのような議論になっているかお聞かせください。

○大臣政務官(長安豊君) お答え申し上げます。

我が国におきましては、伝統的に培われた技術、技能を活用して、木造住宅さらには建築物を造ってきた歴史がございます。このような伝統的構法による木造住宅、建築物の振興を図っていくことは、林業さらには製造業を含めた木造住宅等の関連産業の活性化の面、さらには伝統的建築文化の継承という面からも重要な課題と、国土交通省として認識をしておるところでございます。

このために、先ほど来お話のございました伝統的構法の設計法の作成及び性能の検証、これに関する検討をこの間進めてまいりましたし、また、今年度から検討体制を見直しまして、石場建て構法について実大の振動台実験を行うなど、伝統的構法の調査をより積極的に進めておるところでございます。

引き続き、地域ごとの特性を踏まえた伝統的構法による木造住宅等の振興につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

○加治屋義人君 自由民主党の加治屋でございます。

大臣、今鹿児島に帰りますと、徳之島、口蹄疫、県民それぞれ戦々恐々、こういう状況にあります。政治に携わる者にとってこれほど責任を感じることはない、そういうことを胸の詰まる思いで日々生活をしているような状況でもあります。どうぞ政府挙げてこの問題、口蹄疫の問題については取り組んでいただきたいと強く要請を申し上げておきたいと思っております。

早速質問に入りますが、この度の国が率先して公共建築物等に木材を利用していく、このことで国産材の利用を拡大させる、地方公共団体では県

産材、地域材を積極的に使っていく、これが今回の法案の目的であろうかと思っております。今回の法案を契機に、継続的かつ持続的に国産材の利用が活発化していくことがこの法案で望まれていると私は思います。

今回の法律案に関しましては、衆議院において主として大きく六項目について修正をされました。これは、自公で共同提出した地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案を踏まえて与野党間で協議された結果であります。私としては、自公案は閣法よりも幅が広く、木材利用の基本的性格を有する法案であると考えておりましたので、いっそのこと、この自公案に閣法を取り込んだ法律を衆議院で議決をして本院に送付されるのかなと、そういう期待を持っておりましたけれども、結果的には閣法を大幅に修正した形で本院に送付されてきたわけであります。それはそれで、衆議院の御努力、この御決定に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、一つお伺いしたいことは、この修正によって、公共建築物の木材利用に加えて、一般の民間住宅、工作物、製品原材料、エネルギー源における木材利用の推進に関する規定が織り込まれたわけでありまして、この第一の条の目的規定の中にも地球温暖化の防止という文言が追加されております。ここで法案の内容が大きく広がってきたと、特徴だろうと思っておりますが、法律案の題名も、この広範な分野において木材利用を推進していくという観点からも、法案の名前が少し整合性が合わないのではないか、今後ともこの法律案の題名の変更の検討をすべきではないかと、そういうことを私ふと思うんですが、いかがでございますか。

○副大臣(郡司彰君) 今委員が御指摘のように、衆議院の方で修正をされたという形で、先ほど来から修正案の提案者も同席をしていただくわけでございます。その中で今お話にあったような点もござい

ます。私ももちろん申し上げさせていただければ、木

造建築物に係る規制の見直し規定を追加をする、あるいはまた住宅や土木工作物、木質バイオマスなど、より幅広い分野での木材利用の促進を目指すということも加えさせていただいたというふう

に思っております。これまた御案内のとおりでございますけれども、そうした理念的なものも含めて修正をなされましたが、閣法として提出するにはそれなりの要件というものもございまして、まさにその内容からすれば、今回の内容のその主たるところは、公共建築物における木材利用を促進するため農林水産大臣及び国交省の大臣が基本方針を策定する、あるいはまた国が率先して公共建築物に

おける木材の利用に努めるというようなことがございまして、この法案は十分修正後も公共建築物における木材の利用の促進が中心の内容であろうというふうな理解をしておりますので、この名称で法案を考えているということでございます。しかし、それぞれ見直しをした、修正をしたところもございまして、それらのところについて更に私どもの方で深みのある形の内容をつくり上げていきたい、そのようにも思っているところでござい

ます。○加治屋義人君 ありがとうございます。ただいま松浦委員からも質問があったことであ

りますけれども、今回の法律案について修正がなされた点について二、三お聞きをしたいと思っております。まず、国の責任において、特に木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方の検討に関する規定であります。木造建築につきましては、構造の強度と防火の観点から様々な大変難しい制限があります。また、複雑な構造計算を行うことが必要とされております。

そこで伺いますが、耐火性や耐震性等を考慮した場合、具体的にどのような規模の公共建築物について木造化を政府として想定されているのか、そのことについて伺います。また、木材製品の製造技術や難燃性塗料の開発が進んで従来は存在し

なかつた構造材等も出てきているわけでありまして、現行の建築基準法を始めとする法的規制についてやはり見直しの余地はあるのではないかと私は思っております。

修正後の第三条第五項において、国は木造建築物の建築基準法の規制の在り方等について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こうしております。規制の在り方の検討は、これはもうスピード感を持って行うべきだと。今後、どのようなスケジュールと手法により検討を進めていくのか、どのように必要な措置を講じていかれようとしているのか、このことについてお尋ねをしたいと思

います。○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。ただいまお話ありましたように、構造あるいは防火上の建築基準法の見直しについてでございますけれども、審議中のこの法案にありますが、木造の耐火性等に関する研究の成果でございますとか、あるいは専門家

の専門的な知見でございますとか、あるいは外国における規制の状況等々、こういった検討が今後必要であろうというふうな考えておるところでございます。したがって、最新の技術開発でございますとかあるいは研究の実証データ、こういったものの収集に努めさせていただきます、必要に応じて、例えば実物大の火災実験等々も行いながら、新たな科学的知見が得られ次第、必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○加治屋義人君 建築基準法は仕様規定から性能規定に変わって大変使いやすくなった、このことは大変うれしく思っておりますけれども、まだまだ木材から見ると非常にハードルが高い、そう思っております。この建築基準法というのはこの木材利用拡大のまさに原点ではないかと、そういうふうな思っておりますので、是非、今決意をいただいたとおり頑張ってくださいと、そのように思っております。

修正されたもので大切なところを忘れておりました。通告をしておりますけれども、分かる範囲で赤松大臣にちよつと尋ねたいことがあります。

衆議院での法案修正によつて、第一条の目的規定に、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止に貢献する、こう明記されております。京都議定書の六％削減義務を果たしていく上で、そのうちの三・八％、これは森林吸収を確実に達成する必要があるわけでありまして、ところが二十二年度の予算を見てみますと、森林整備予算が大幅に削減されているんですね、されているんです。その中で、森林吸収量の確保に必要な間伐面積を確保できるのかねと、私はそのことを大変心配をいたしております。大丈夫でしょうか。大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤松広隆君) 先生御指摘のように、京都議定書の中では、六％のうち三・八％はCO₂の吸収源としての森林ということになっておるわけで、その意味で私どもは、鳩山総理の言う九〇年比二五％ということを考えれば、今後とも全体の問題として、川上、川下両方とも含めて、こうした整備を積極的に進めていかなければいけない、そういう立場でございます。

どちらかというところ、今回の法案は、まず陳より始めよということで公共建築物の、もつとも七・五％ぐらいしか木造率がないものですか、そこにちよつと焦点を当てた形でまずやってみようというところで、ちよつとその全体の環境の問題とは違ひますけれども、そうであるとしても、今委員御指摘のように、当初予算で見れば林業に対する予算は減っているんじゃないかと、ちゃんと路網整備その他ができるのかという御心配だと思ひますが、年末に森林・林業再生プランというのを作りまして、特にそこで路網の整備とそれからあと人の問題ですね、これを、人を入れなないと、幾ら路網だ路網だと言つたつて、きちつとそれはできません、やつぱりやるのは人間ですから、そういう意味で、そういう人材を育成をしていくこと。特

にこの二点について重点にして、それなりの予算措置もしながらやってまいりますので、是非、まあ十分とは言ひませんが、これでできるだけのことをしつかりやっていくと。さらに、来年度に向けては、更に大きな森林・林業再生のための予算獲得、この夏にはもう概算も始まるわけでございますから、是非頑張りたいと思ひますので、委員のまたは是非御支援も賜りたいと、このように思つております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。この京都議定書の達成については当委員会でも過去において非常に真剣な議論をして、今軌道に乗つていくと、そういうふうに通つておりますので、大臣、これはひとつ細かくチェックしてこれから進めていただきたいなどお願いをしておきます。

衆議院での修正については、自公案を基に反映できるものはできる限り反映されたと私は思つておりますが、それでもどうしても反映されなかつたものがあります。その一つが木材自給率の努力目標であると思ひます。

我が国の木材自給率、これは木材の輸入自由化の前までは八〇％です。そして、輸入自由化後の昭和四十四年、五〇％を割り込んだ。そして、平成九年には二〇％を下回る。やつというんな外的な要因が整つてきて現在二四％、そういうふうに通つていくわけでありまして。

一方、昨年十二月末に農林水産省は我が国の森林・林業を早期に再生していくための指針となる森林・林業再生プランを策定されました。同プランは、目指すべき姿として十年後の木材自給率を五〇％以上にすると明記されているわけでありまして。こうした点を踏まえれば、森林・林業の再生に向けてむしろ政府にとつてこの木材自給率の努力目標をこの法律で明記することは目指すべき森林・林業政策と一致するのではないかと、私はそういうふうに通ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(赤松広隆君) 御指摘のとおりだと思ひます。

います。

ただ、先ほども私申し上げましたように、今回の公共建築物木材利用促進法案というのは言わば川下の、森林整備はいんだだけでも、ちゃんとそれを進めていくためには川下の受け入れる、利用する面がしつかりと整備をされないといふこれは促進できないと。

しかも、実際に見てみると、先ほども申し上げたように、公共建築物、役所の建物が一番木造率が低いということ、これはいろんな理由があるんですけど、しかし国交省の皆さん方も、今回これを相談を事前に申し上げましたところ、以前とは全然違ひまして、非常に前向きに官庁営繕の皆さん方も取組をしていただきまして、両省で力を合わせて積極的に、まず陳より始めよう役所の建物を、一定の制限はあるにしてもその中でそれをまずやってみよう。

そして、それを社会福祉施設とか学校だとか、もう少しその周辺に広げて、そしてそれをまた民間の皆さんが見ていただいて、木造住宅といふのはこんないいんだ、木造の建物といふのはこんな温かきやぬくもりや健康にいいのかといふことを御理解いただく中で広げていくといふのが趣旨なものですから、別に、自給率五〇％以上といふことは我々も大賛成で、それに向けて森林整備等はやっていきますけれども、直接的には、この法案は森林整備のための直接的な法案ではないといふことで、そういういわゆる建物の整備に関する促進法案でございますので、そこへ自給率といふことを書き込むのはちよつといかがかなといふことで、何といひますか、法律案の中にその数字を入れ込むことは控えたという御理解是非賜りたいと思ひます。

○加治屋義人君 この木材自給率の件につきまして、後ほど森林・林業再生プランのところでも少しお尋ねをさせていただきたいと思ひます。この修正に織り込まれなかつたものとして、川上に属する持続可能な森林経営の促進が挙げられると思つております。

この自公案の第十七条にこう書いてあります。

「国及び地方公共団体は、木材利用の推進が森林循環を促進し、その結果、更に木材の継続かつ安定的な利用が推進されることにかんがみ、森林循環を確保するための持続可能な森林の経営を促進するよう努めるとともに、森林循環が確保された森林から産出された木材であることを明らかにするための仕組みの構築、そのような仕組みの普及に向けた取組のための国際的な連携その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」と、こうなっているわけでありまして。この自公案では、第十五条において、生産コストの低下や、森林境界の先ほど話が出ました明確化など、措置に国及び地方公共団体が努めるべき、こう規定をされているわけでありまして。

そこで、今回の法律案が川下の公共建築物における木材利用を起爆剤として川上への、今大臣お話しのとおり川上への普及効果をねらつていふことはよく理解をしておりますけれども、川下に関する措置のみならず、川上の木材生産や森林経営に関する規定を織り込むことがやはり必要だつたのではないかと、私はそう思つておりますが、この点いかがお考えでございますでしょうか。副大臣、お願いします。

○副大臣(郡司彰君) 先ほどの修正をした内容、そしてこの法案の名前そのものを覚えなかつたといふことにも通ずるわけでございます。これまでもの大臣の答弁にもありましたように、自給率を五〇％にしようといふのは今ここで議論をしていただいておりますけれども、公共建築物等への木材の利用の促進等々もございまして。そして、今おっしゃつてくださったように、バイオマス利用をしようとか、あるいは新規需要を開拓をしていこうとか、こういうものがない交ぜといひます。全体として自給率といふものは高めていかなければいけないということにもなりましようし、そして川上の方のところに対しては、まさに森林の計画的な管理といふものがどのようになされていくかということが大事になってくるわけござ

います。

したが、いまして、私どもは昨年の十二月にそうした総合的な森林の計画という形で再生プランを出して、今それが具体的に、一つ一つをどのような形でもって積み上げていくことが可能なのか、そのことによって全体として五〇%にどのような道筋をきちんと付けることができるかという検討をさせていただいております。

翻って、この法案のところにつきましては、冒頭申し上げましたような趣旨の法案であるということ、その内容に沿ったような形の法案に私どもはしているということ、御理解いただきたいと思ひます。

○加治屋義人君 お話あったとおり、路網の整備、それから施業の集約化、これは確かに遅れていて、非常に生産性が低い、そして木材価格が低迷している、こういう十分な収益を上げられない植林、育林等の森林施業に、必要な費用を賄える状況にないわけですね。そういう意味では、この川上対策というのは大変大事だと思っておりますので、より御努力をいただければ大変有り難いと思っております。

それからもう一つ、自公案にあつてこの修正に織り込まれなかったものとして、木造住宅を建築する者に対する助成、税制、金融支援等の措置があります。

平成十九年五月に内閣府が行った森林と生活に関する世論調査を見ますと、どんな住宅を造りたいですかという質問に、八三・四%が木造住宅を造りたい、こういう声であります。このように国民の多くが木造の住宅を希望している中で、公共建築物だけにとどまらず、一般の民間住宅建築においても国産材の利用をより後押しして国産材の更なる利用拡大を目指していく、今回の修正が行われるように、今回の修正があつてもよかったのではないかと、そのように思っております。修正により、第十七条において住宅における木材の利用という条項が加わりましたが、自公案にあつた助成や税制上の措置、金融上の支援

が落ちている点是非常に残念に思っております。政府として、この点どのように考えなんでしょうか。

また、今回の法律案とは別に、今後、国産材を利用した住宅建設促進のための具体的な取組について御意見をいただければ有り難いと思ひます。

○大臣政務官(舟山康江君) 木造住宅建設促進のための支援措置につきまして、御指摘のとおり、十七条の方には書き込んでいないんですけれども、実はこれ、三条の方で全体の理念としての国の責務を書かせていただいているんですけれども、三条の三項の方に、国は木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない、そういうことを書かせていただいております。

そういう中で、当然御指摘の住宅などの利用促進が重要なんですけれども、一つには、今ここに申し上げましたとおり、三条の大枠の全体目標としてこういった措置を講ずること、さらには、地域材を使用した木造住宅における直接的な支援といたしまして、今これは都道府県が行う経費の一部助成、地域材の無償提供などの助成制度に對しまして、地財措置の中で特別交付税措置をされているところでもあります。

農林水産省といたしましては、当然その財政上、金融上の措置というのはこれからしっかりと考えなければいけないと思ひますし、例えば一つの事例といたしましては、国産材使用の際の住宅ローンに係る減税措置なんかを考えていくと、これからしっかりと考えていかなければいけないと思ひますし、更に言えば、いろんな仕組みづくりですね、所有者から製材工場、それから住宅生産者までの関係が一体となった関係づくりの支援ですとか、それから、これは先ほど松浦議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、品質性の確かな地域材製品の開発への支援ですとか、やはり環境に貢献すると、やはり環境に貢献するというところで一定のいろんな支援をしていくということが必要だと思ひますので、こういった

見える化の検討などによって国産材の住宅等への利用を促進していきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、今後、必要なものはしっかりと講じていくという方向で、より皆様の御意見も賜りながらしっかりと検討していきたいと思ひます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

木材利用のすそ野を広げていく、この一つに、先ほどから話あります木質バイオマス利用があるのかと思ひます。これは、私もよく山に入るんですけれども、間伐材の残材、物すごいんですね。何とか利用できないかねと、そういうことを思っておりますので、このバイオマスの将来の構想について少しお話しただければ有り難いと思ひます。

○大臣政務官(舟山康江君) ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、これ利用されているのと同じぐらいの林地残材が山の中に残念ながら利用されずに放置されていると、そういう現状があります。やはりこの林地残材をいかに活用していくのか、これは非常にこれらの木材利用それから温暖化問題への貢献、様々な面で非常に重要なポイントではないかと思ひます。

そういう中で、なぜ林地残材が存在しているのか、なぜ利用されずに未利用になっているのかというと、なかなか、非常に今運び出す路網も整備されていない、運び出してもコストが合わなくて利用できないといった、そういう状況があると思ひます。そういう中で、一つにはやはり例えば林内でチップ化をするような技術を開発するですとか、それからその間伐材の収集・運搬コスト低減に向けた様々な取組、先ほど申しましたとおり、路網整備をしてきちつと出せる道を作ること、それから、出したはいけど使ってくれなかどうか分からないであればなかなか出させませんので、出す業者さんと使う業者さんですね、そのマッチングのようなものを、出し手、受け手のマッチングをしっかりとできるような取組、そ

れから集約化、機械化、様々な面でやはりきちんと使われるような仕組みをつくっていくかなければいけないと思ひますし、最近になってチップ、ペレットの利用も大分注目されてはいますけれども、まだまだ普及は進んでいる状況とは言えないと思ひます。そういう中で、チップやペレットの製造施設の支援ですとか、それから、やはりチップ、ペレットを使うストーブの低コスト化ですね、そういったものも支援していかなければいけないと思ひますし、今大きく注目されておりますのは石炭火力発電所におけます木質バイオマスの混合利用ですね、混焼利用、そういったものもこれから促進していきたいと思ひます。

更に言えば、直接燃やして利用するのではなくて、新たなマテリアル利用、例えばリグニンを抽出してそれによってバイオプラスチックなどの新しい利用というのでも今開発される途中でありますので、こういったことも通じましてしっかりと、やはり眠っているもったいないその木を有効利用できるように、そういう方策をしっかりとつくりたいと思ひます。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

間伐材の残材というのは、もちろん再利用して有効に使うということは最も必要なんですけれども、ただ、私は一番心配するのは、山が荒廃して雨が降って浸透力がない、災害につながっている、こういうものが非常に山が災害を起こしているという例が多いんですね。そういうことも含めて、ひとつ今後対応していただければ有り難いと思ひます。

最後であります、新生産システムについて通告をしておりましたが、時間の関係がありますので割愛をして、次の機会に回していただきたいと思います。

政府が、昨年十二月に農林水産省が取りまとめた森林・林業再生プランについて伺いたいと思ひます。

本プランは、一つには今後十年以内に外材に打ち勝つ国内林業の確立、二つ目には山元へ利益を

還元するシステムを構築し、やる気のある森林所有者、林業事業体を育成するとともに、林業、木材産業を地場産業として再生をさせる、三つ目には外材からの需要を取り返して強い木材産業を確立する、四つには我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会に転換する、この四つを目指して、もうかる林業と木材自給率五〇%の実現のために打ち出されたプランであるというふうに読ませていただいております。

しかしながら、その内容を見てみますと、森林・林業政策を全面的に見直し、川上から川下まで一貫した政策、施策を講ずるような内容となっております。一見、森林・林業・木材産業の再生に懸ける意気込みは分かるものの、どうも今回のプランは片手落ちのプラン、また、本当に実現できるのかね、これは私の考えで、大変不安視しているところであります。

木材自給率五〇%を目指すプランとして、今まさにこの議論されております本法案もその一つだとは思っております。認識しておりますが、特に、パルプチップ、バイオマス等への原材料供給の現状は、わずか一三・五%しか国産材を使っていないんです。一三・五%ですよ。木材供給総量の五〇%強をパルプチップ等が占めていることから、この供給量を外材から国産材へ、外材から国産材へ大幅な転換がなされなければこの木材自給率五〇%という数字は全く実現できないと、読めない数字ではないかと、私はそう思っております。今後、実質的には国産材が外材を食っていくかなければ達成できない数字であります。つまり、国産材が外材に取って代わる状況をいかなる施策をもってつくり出すとされているんですか。そういうものが見えないばかりではなく、このことは非常に簡単ではないと、そう思っております。そこで、製材用材、合板用材、パルプチップ等の現状をいかに打開をし、外材を国産材に転換していくかとしているのか、具体的な手法、手段並びにその対策、施策について、今日お伺いしたいと思っております。と同時に、今審議している

本法案との整合性と、公共建築物の分野で木材自給率を何%に押し上げられるのか、そのことも試算をされているのか、そのことについて伺います。

○副大臣(郡司彰君) 最後のところからお話をさせていただきます。この法案によりする波及効果につきましては、全体ですね、国内の総需要量というのは八千万立米ぐらいあるというふうには委員の方も御存じのことだろうというふうに思っております。そして、今、公共建築物そのものが造られる中で木造のものがどのぐらいかというのは七・五%ぐらいというふうな数字になっておりまして、これが大体五十万ぐらいだというふうに思っております。

したがって、今回の改正によりまして、そのうち二四%ぐらいのシェアというものを目指していきたいというふうに思っております。今回の法案の効果そのものについてはそのような数字を出しているところがございます。それが一つでございます。

それから、今お話をいただきましたように、自給率の問題、これは全体が二四%ということだけれども、チップ等に関しては一三・五%、簡単に言うで一四%程度のものしかないということが大変問題ではないかという御指摘でございます。

まさにそのとおりでございます。現在、一般の木材として使われているものそのものは、約四〇%を超えて四一%ぐらいの自給率というふうな換算をさせていただいております。さらに、合板などの関係につきましても大体二一%ぐらいというふうな見方をさせていただいております。パルプチップについては一三・五%というふうな数字というものは、これは認識は同じでございます。

これを十年後に五〇%にするためにはどのような施策が必要かということになりますれば、ただ単にそれをこうするということだけではなく

いわけでございまして、まさに森林所有者のところがやる気を起こすような形の計画をもって全体の管理というものをやっていくことが必要だろうというふうに思います。それに対して私も、国としても、これまでの管理というものが、あるいはこれまで作ってきたような計画というものの見直しというものも含めて現実に即したような形を取っていかねばいけないだろうというふうにも思っているところでございます。

あわせて、先ほど来から出ておりますけれども、それを搬出をするための路網の整備ということもやっていかねばいけません。そのことに伴って、先ほど言いましたような搬出間伐というもののへ転換をしていく。つまり、林地の残材をなくしていくということも必要でございます。

そのためには、先立ちましてのことでもございます。す。そのためには、先立ちましてのことでもございます。す。そのためには、先立ちましてのことでもござ

いますけれども、施業の集約化あるいは森林組合の改革ということも行っていかねばいけません。んし、民間事業体の育成なども当然行っていかねばいけないというふうに思っております。それそれについて今検討委員会などを立ち上げて

いるところでもございます。そして、そうしたものを全体でプラン化する、コーディネートをしていくというための人材の育成というものも必要でございます。私も、私どもは、この点に関しては日本版のフォレストスターというふうな形のものをつくっていけないだろうかとこのことでございまして、今現在五つほど全国の中からモデルの森林地区を選んでいただきまして、そこにドイツ、オーストリアの方から実際に経験を積まれたフォレストスターの方々に来て、これまでの日本の山づくりその他についての点検等を行いながら、日本の林業の方々とどのような形を取っていかねばこれからの施業というものがきちんと行えるだろうか、そのようなことも行っているつもりでございます。

もちろん、最後のところにつきましては、国産材の加工でありますとか流通でありますとか利用をどのようにするかということを行っていかねば

いけないということになるわけでありまして、まさに川上から川下までそれぞれのところのこれまでの森林施業の在り方等について見直すべきがあれば見直しをする。そして、これまでの良かったところはもちろん残していく。そして、先ほど前段の議論にもございましたように、集約化のための更にその前段の、国交省との関係の中で境界の明確化あるいは地籍の調査等をきちんと行っていく。まさに国が挙げて戦略としての取組を行っていくことが必要だろうというふうに思っております。森林・林業再生プラン、これを具体的にするための今一つ一つの工程について検討を重ねております。

先ほど申し上げましたけれども、今回の法律は、その中で特に先行をして公共的な木材を造っていく。そのことによつて需要を喚起をする、民間に波及をしていくというふうな目的でございます。まして、そのところについては私どもは今のところ明確に分ける形でそれぞれの検討をさせていただいているところでございます。

○加治屋義人君 時間がなくなりました。急ぎ一つ、二つ簡単に伺います。

この再生プランの目玉に森林組合の改革、それから林業事業体の育成、こういうことがありますが、そのことについて少し説明をいただきたいと思っております。

それから、これは先ほど話ありましたけれども、山林の境界の問題ですね。これは進んでいないんですよ。本当に進んでいないんですよ。林野庁には森林整備地域活動交付金、もう一つ、森林境界明確化促進事業、二つあります。それから、先ほどお話しされた国土交通に山村境界の保全事業あるんですよ。ほんの一部ですよ、大臣。これではほとんど進んでいないんですよ。

私が要望したいのは、やはりこの事前調査を進めればいいのか、これをやはり地方でしっかりと調査をして、そしてその調査に基づいて今後の対応を取っていくと、そういうことが必要だと思

ますので、一言、両方コメントいただきたいと思っています。

○副大臣(郡司彰君) 森林組合等の関係については、員外利用がどうあるべきかということについても検討させていただいてますし、民間事業者の育成ということについては、まさに中心は人材の育成ということにも掛かってくるだろうというふうに思っております。

最後のところの関係につきましては、これまで国交省と連携をしてやってきました。大体一ヘクタール当たり十三万ぐらい掛かるだろうということもありまして、なかなか思うように進まないということがありましたが、これからはGPS等を使ってもう少し簡易な方法というものも取り得るんじゃないか。だとすれば、その費用というものもあるいは半分以下、三分の一程度の費用でもってできるのではないかと。あるいはまた、林野庁そのものがそのようなことをきちんと行える能力というものも持っているわけでありまして、その辺のところの、台帳の整理というものは別にありますけれども、国交省の方と相談をしながら、これまでの轍を踏まないようにしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○国務大臣(赤松広隆君) 以前にこうした委員会の、野党の先生だったと思いますが、高知の方の、一回森林の実態見てほしいということで高知の方に行かせていただいたことがございます。

そういう中で、戦後の植林がちょうど四十年、五十年たつて今が一番製材として使うにはいいところということですし、あそこの場合は森林組合とそれから市町村が非常にうまく連携してやっていると。委員が御指摘のとおり、高知県もほかの県もそうですけれども、ほとんどが不在地主といえますか、地籍図を見ると本当に読めないぐらいの細かい形で所有が分かれていて、一々その所有者の人に了解取ってやろうとすると大変な作業ですけれども、高知県の場合は非常に町がそういう森林組合と一緒に所有者を確認して、町がやりやすから了解だけしてくださいというふうな

ことでどんどん間伐や整備をやっておられるということを見てまいりました。

こういう形でそれぞれ市町村や森林組合等にもお願いをしながら、是非、まだ今四割ぐらい、せいぜい半分ですかね、その程度しかいわれる境界線の確定はしていませんけれども、それがないとなかなか進んでいきませんので、是非そういうことにも今まで以上にピッチを上げて、委員の御指摘のとおり頑張つてやっていきたい、このように思っております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

○岩永浩美君 自由民主党の岩永浩美です。

今日は、与党の理事の方の御了解をいただき、法案についての質疑は加治屋先生にさせていただきます、私は口蹄疫の問題について質問をさせていただきます。

まず、先週、この委員会ですれぞれ与野党、質疑がございました。そんな中で率直に私が感じたことは、やっぱり質問の趣旨と答弁が必ずしも一致してない。宮崎県選出の外山議員や松下議員、その一つの思いをそれぞれ述べておられました、的確に大臣の答弁はそれに答えてなかったような気がしてなりません。

特に、初動対応の遅れについては、やっぱり地元の議員がということよりも、今多くのそれぞれの域内の生産農家、畜産農家の皆さん方は、初動対応について、もつと的確な対応ができていたらやっぱりこんなに広がることなかったのではないのかという一つの不信感、それを私は持つておられると思います。だからもう、今日の朝のテレビでいうと、昨日も発症して、十一万四千頭か何か殺処分をしなければならなかったというようなことは報道をされていきました。先週の木曜日は七万五千頭くらいでした。それが四日間の間でもう約十二万頭ですよ、これほど大きな災害になってきたということは、やっぱりもう、赤松農林大臣、一生懸命やっていたら私には信じられません、私自身も農林省の副大臣の職をいただいたことあるし、役所の皆さん方が本当に心

血を注いで御努力をいただく、その一つの姿も見ています。しかし、いかに敏速に、トップの指示が的確に下に行くことによって、やっぱりこういう問題というのは早く解決するということになるんじゃないでしょうか。

そんな中で、私は、発症してから後、疑似患畜の確認から防疫措置の完了まで要した日数別の農家戸数、これは皆さんのところにも恐らく資料はあると思うんですね。十一日過ぎて四〇・五％しか殺処分できてないんですよ。まだ防疫の措置が完了してない農家戸数というのは六十六戸あるんですよ。半数以上が措置ができてないというんだったら、蔓延しますよ。あらゆる、一つのやっぱり人海戦術を講じるとかそういうことをしてでも、それを第一義的にやっていくということをしてなくて、あらゆる対策を講じてますということを言つたつて、それは本当に無理じゃないのかなと。

私は、こういう実態について大臣はどう認識しておられるのか、まずそこからお尋ねをしたい。

○国務大臣(赤松広隆君) 四月二十日に口蹄疫と確認をされまして、その日に対策本部を農林水産省の中に私が本部長ということと立ち上げました。そして、その下に、大学の先生方を始めとする専門家の御意見もこういう問題はきちつと聞いてやらなければならぬので、こうした小委員会等も併せて設置をしたということでございます。

手順については、平成十六年に国、県が連携して迅速に対応できるよう防疫指針が作成をされておりますので、この指針に従つてできることはすべてやり切つていくということ、初期の段階では農水省から、殺処分、そして埋却、徹底した消毒、こういうことしかありませんので、それを徹底してやろうということで、農水省から二十五名、各都道府県にお願いして二十五名、元々宮崎におられる方が二十名、この七十五名の獣医さんたちしか殺処分できませんので、こういう形でスタートをし、その後また、五月一日からは自衛隊

の皆さん方にも出動をお願いをして埋却処分等にお力添えをいただいています。

もちろん職員も、農水省はもちろんでございませけれども、各都道府県、そして農協、農業関係団体というところもボランティアで出ていただいていますし、また畜産団体からも、これは公務員のOBも含めて獣医等の資格を持つていらつしやる方も結構いるものですから、そういう方たちにもボランティアで積極的にこの宮崎県に入つてやっていただいた。

地域的には一定のところ今のところは収まっています、ただ残念ながら数だけは、今委員御指摘のように、今日で百二十六件、十一万を超え、頭数になっているということで、特に一か所です八千頭を超える豚をお持ちのところもその中に入っているものから、数も急に八万幾つから一日か二日でそんな十一万まで上がつちやうのかということ、殺処分対象の牛豚としてはそういう数に今なっているということでございます。

昨日から、実は山田副大臣に、官邸全体で対策本部をつくりましたので、鳩山総理が本部長、私が副本部長ということで、今までの農水省中心の対応から内閣全体で対応をしていくということ、形式的にもそういう本部に格上げをいたしまして、そして現地には現地対策本部をつくり、そこには山田副大臣に、そして官邸からは小川補佐官に行つていただきまして、あとは関係六省庁、例えば防衛省とか警察あるいは国交省、厚労省、もちろん農水省が中心ですけれども、そういう畜産振興課長を始めとして山田副大臣と一緒に現地に昨日から常駐をしております、昨日も夜八時まで会議をやつて、その後、私のところに報告もありましたが、やっぱり一番の今問題点は、自衛隊も行つていて、あるいは獣医も足りないからと、今百六十名体制で送つていますが、獣医さんも行つていて、作業をやってくれる人たちが、補助員も来ている、いろんな人が来てあれてるんです、全体的に有効に仕切つて取りまとめをやつていく、回していく。国だ県だ市という

ことを言わずに全部その現地対策本部に入つてもらつて昨日からやりかけたんですが、そういうところが少し欠けていたのかなと。

例えば、獣医さんがいても、殺処分は獣医さんしかできませんので、それをやろうと思うと、三人ぐらいが豚や何かを連れていこうとすると、そうすると豚もまあ殺されると分かりますから、なかなか言うことを聞かないと。そうすると、三人掛かりでもなかなかその獣医さんのところに連れていくまでも大変と。今度、牛なんかになると、昨日の話ですと非常に暴れたりするもんですから、自衛隊員でもなかなか引つ張つていけないと。

よつぱり慣れた人が扱わないと、よつぱり豚とそれから牛は扱えないということで、昨日も実は夜の相談の中で、もう残念ですけども殺処分されて自分の家には牛も豚ももういないという人たちがおみえになりますので、そういう方たちにやはり若干の日当を払つて、そういう牛や豚の扱いに慣れた人、そういう方たちがよつぱり出てきて、よつぱりそういう方がやらないとなかなかできないと。それから、獣医さんも、ベツトばかり扱っているような獣医さんが行つてもとても静脈に注射を打てないというようなことも分かつてきましたので、埋却地等については十分場所を用意してありますので、これからは現地対策本部を中心にしながら国、県、市が一体になつて進んでいくんではないかと期待をしております。

○岩永浩美君　る経過の御説明がございましたが、要するに有資格者である獣医師さんでも、静脈注射が完全にできる人じゃない人を幾ら獣医師の資格があつたから派遣したつて余り意味ないんですね。

今いみじくも大臣は、手慣れた人が行くことによつて、その人たちの回すことが必要だったのではないかという認識を今お示しになりましたが、まさにそのとおりなんです。そういうことが欠けていたんですね。そういう問題は報告だけでは分からないですね。特に、政治主導という一つ

の形の中で、よつぱり政務三役が一致した意見を、指示を役所に対して出すというシステムを取つておられるから、役所側からというのは、自ら発言するというのが非常によつぱり難しくなっているんじゃないのかなと。

そこで、よく新聞や委員会の質疑でもありましたが、大臣はゴールデンウィークはアメリカ、メキシコへ行つておられて、その間ずっとよつぱりその報告を聞き、指示を適切に出しておられたか。

○国務大臣(赤松広隆君)　毎日連絡を取つてやつておりました。

○岩永浩美君　それは具体的にどういう指示を出されましたか。

○国務大臣(赤松広隆君)　例えば、その当時は数が毎日数件ずつですが、どこどこどこどこから例えば検体の調査依頼が来ています、そうすると次の日は、これは白でした、これも白でした、残念ながらここだけは黒でしたというような話、私どもとしては、地域がもし例えば宮崎県を越えて、こうした場合にはこういうシミュレーションでいこう、こういうときにはこういうレベルまで対策を上げていこうというようにことをやつていまして、幸いにして私が帰国するまでの段階ではそういう地域的な広がりがなかったと、数は若干ももちろん増えましたけれども、そういう状況だったというふうに私は理解をしております。

○岩永浩美君　私は、先週の委員会の質疑の中で大臣がもつとよつぱり積極的な御発言をしておられたら、もつとよつぱり地元の皆さん方は安心したと思うんですね。

私は、内閣で今回対策本部をおつくりになつたということ、一方では非常によつぱり高く評価するんですよ。ただ、反面、農林水産省の農林大臣の方で積極的な発言というものが先週末では出ていなかったですよ。例えば、家畜伝染予防法の問題とか、法律があるからそれ以上はできないんですとか、共済組合法のやつがあつて駄目だとか、駄目駄目の質疑が非常に、答弁が多かつたで

すね。逆に言い換えれば、農林水産大臣としての発言はよつぱり駄目だという烙印を押されて内閣に上がったんじゃないかと、こういう感じさやよつぱり持たれても致し方ないんですね。

私は日ごろから大臣を尊敬しているんで、特に諫言の開門について積極的な踏み込んだ御発言をいただいたことに高く私は評価しているんですね。そういう大臣が、先週の質疑だけ聞いていることについては、何か役所から上がつてきたやつ、非常に何か踏み込んだ発言というのは何一つ出てこなかった。それに反して、疑似患畜の頭数はだんだんだんだん増えていく、これじゃどうしようもないというような形の中で対策本部ができたんだと私は思う。

そういう、一方で烙印を押されて、一方で対策本部ができる、民主党政権による畜産被害みたいな形でどう今言われていますよ、初動対応が遅れたからこうなつたんじゃないかと。少なくとも農林水産委員会の中では与野党の対立なんてなくて、お互いにこういう問題は積極的によつぱり解決していこうと、そういうよつぱり雰囲気がないといけないし、それに向かつて、与野党を超えてこういう問題に取り組んでいくことが委員会のいいところだと思ふし、そうじゃなきゃいけないと思うんですね。それを非常に消極的な発言で終始したこと、これが多くの国民に不信感と不安感を抱かせたことになつたんですよ。

今後、対策本部の中で具体的に、被災農家、近隣市民、それから域外の畜産農家、その人たちに對する具体的な措置を講じてもらう必要が出てくるので、これは今から私は質問しますが。

そこで、今日は松井官房副長官にもお見えいただきまして。対策本部の構成はどういう形を取っていますか。

○内閣官房副長官(松井孝治君)　お答え申し上げます。

対策本部、政府全体の対策本部と現地におきまして対策本部、昨日、両方設置させていただきまして。政府は、本部長は鳩山内閣総理大臣、そして

副本部長で赤松農林水産大臣、以下各閣僚から構成されている本部でございます。現地は、先ほどから農水大臣からも御答弁がございましたが、山田農水副大臣が現地で陣頭指揮を執る、そして政府全体の対応が必要でございますので、まあ総理は名代という言い方もされましたけれども、内閣総理大臣補佐官、小川勝也補佐官が現地に昨晩飛びまして、現地で陣頭指揮を執らせていただいているような布陣を取らせていただいているところでございます。

○岩永浩美君　内閣、官邸の中における本部の構成よりも、現地の対策本部がよく生産者との意思疎通ができて、うまく回していく指示体制というのが明確にできていないと、そこはうまくよつぱりいかないと思うんですね。現地対策本部はどういう組織をつくつていますか。

○内閣官房副長官(松井孝治君)　現地対策本部は、農林水産副大臣の山田正彦副大臣をヘッドにしまして、小川勝也総理大臣補佐官、それから内閣官房、消費者庁、警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、この各省庁が体制を組みまして、当然のことながら現地での、県や市町村そして関係団体、地域の方々とも密接に連携を取らせていただいて、今活動を強化しているところでございます。

○岩永浩美君　それは官邸の中にある本部と現地の中における当該市町村、例えば川南町や都農町やえびの市や宮崎県、そういう人たちはどういふ方々がその構成メンバーとして入るんですか。

○国務大臣(赤松広隆君)　これは国の口蹄疫対策本部の現地本部でございますから、基本的には、今、松井官房副長官が申し上げた構成でございます。

ただ、現実問題として、昨日も八時まで会議をやつていますが、こういう中では、県の代表の皆さんあるいは川南町を始めとする関係自治体の皆さん、そういう皆さん方も合同で入つて会議をやつておられます。例えば消防の在り方について

て、この道路は一応消防チェックポイントはあるんだけれども一本入って行っていると、これじゃ余り意味ないからちゃんとこのところへ場所を変えようとか、そういうような具体的なことまでそういう会議の中でそれぞれが相談しながらやっているというふう聞いております。

○岩永浩美君 あれ、ちよっと私は奇異に思うんだけれどもね、畜産農家の皆さん方と一番日ごろ密接なかわりがあるのはそれぞれのJAの営農指導員、畜産技師、その人たちだと思いませんか、JAの皆さん方は入らないんですか。

○国務大臣(赤松広隆君) だから、構成メンバーでは、今申し上げたように市とか県とか、じゃなく、国の対策本部でこちらから派遣している者が現地対策本部としてやっている。ただ、先ほども申し上げたように、現地にはいろいろな形でJAの皆さん、各県の経済連の皆さん方を始めとする皆さん、かなりの多くの皆さん方入っている。そういう方たちのお手伝いも含めて、それぞれ関係団体とは緊密な連携を取りながら当然やっていくことになるというふうに思っております。

○岩永浩美君 私は、こういう問題というのは正式に、団体の皆さん方がボランティアあるいは連絡を密にしているということではなくて、生産農家の皆さん方が相談をするというのは日ごろのコミュニケーションが行き届いた人々が一番相談しやすいですね。その人たちが構成メンバーに入らなくて実効がどうして上がりますか。役所の人がちよっとだけ出かけて行って役所が窓口になつてということでは、本質的な解決にはならないと思いますよ。JAの皆さんは、それはJAもいろいろあるでしょう、単協の人もいれば、あるいは経済連もあるだろう、中央会もあるだろう。そういう皆さん方がそれぞれの立場で構成メンバーの中に入っていくことをしない限り実効は上がりませんよ。一体感を持った防疫体制、一体感を持った畜産行政を推進していく上において一番大事なことじゃないですか。そんなこ

とを全然やらずにいて、何か本部の組織だけをつくっておいでやるということはおかしいと思いませんよ。

○国務大臣(赤松広隆君) 今、正式な構成図を見ましたら、宮崎県対策本部という形でこの構成員で入っているそうです。その中にはJAとか町の皆さん方が入っているということ、だそうです。ですから、構成員として入っているということです。

○岩永浩美君 私は、構成員として宮崎県対策本部、先ほど言うのは、現地対策本部と宮崎県対策本部というのは別なんでしょう、現地対策本部というのは現地対策本部で、防衛省やそれぞれの役所が入っているわけですから、この議論ばかりしておきませんけど、要するに私の方から申し上げておきたいのは、一体感を持った形をつくつていかなければ防疫体制の確立はできないということ、肝に銘じてやってもらいたいんです。それが一つ。

それからもう一つ、今まで川南町とか都農町とかということ、えびのの方に飛び火していますね。えびのは、過日の同僚の議員の質問の中にもあったように、熊本県と鹿児島県と隣接している町村。あそこその地域の中において、やっぱり生き物を殺処分するということは大変生産農家にとつて厳しいことだけど、今蔓延することを防ぐには、ここはやっぱり何らかの措置を講じていかなきゃいけない。

家畜伝染予防法では、今の時点では疑似患者じゃないと駄目だということになっているけど、そうじゃない形をつくっていくというように、家の家畜伝染法の改正も含めて本気で特措法で今度おやりになるという話を、新聞の報道から分かりませんが、特措法を作るんですかね。今回、対策本部をつくつて、家畜伝染予防法あるいは共済組合法や、そういうようなものについて何か新たな改正を考えておられるんですか、対策本部は。

○国務大臣(赤松広隆君) 昨日の第一回目の口蹄

疫の官邸でやりました対策本部の中では、そうした法改正の問題や特別措置法の問題については出まされた。ただ、これは非常にそういう御懸念が何人の委員の方からもこうした委員会の中で出ておりました、気持ちには分かります、背景も出ておられます。しかし、現実の問題として、今は疑似患者のものについては法に従って、その財産権を侵すわけですから、その代わりこういう補償をしますよということになっているわけで、現行法令では、今委員御指摘のように、健康な牛や豚を、しかも本人が拒否する場合も往々にしてあると言われているんですが、それを勝手に殺処分するということについては、これは極めて難しいのではないかと思います。

ただ、現行の法の中で、例えばこういう例はあるんですね。事実上その周辺がすべてもういわゆる病気にかかっていると、まだ検疫とPCR検査はしていないけれども、事実上もうこれは多分分かっているのではないかと、そういうふうな判断した場合はそれとみなして、もちろん同意が必要ですけども、そういう同様の殺処分をするということはできるんです。ただ、それと、今えびの市での例を出されましたけれども、そこを直接そのみなしでやるというのは少し無理があるんじゃないかなと私は思います。

○岩永浩美君 域内でまだやっぱり疑似患者になつていないその生産農家の皆さん方の同意があることが前提ですよ。同意がなければ殺処分できません。財産権の問題が出てくるのは当然です。しかし、それでもこの地域全体が蔓延して、あとこの畜産ができないということ心配して早くやっぱり殺処分してくれという希望があるところについては、今の法律ではできないというなら、こういう大変な危機的状況の中に入っている時期に法改正を含めて是非やっぱり検討してもらいたい、そのことを是非私はお願いをしておきたいと思う。

そこで、今回、農家の被害者に対する支援措置を講じるようにされました。その講じる基準は大

体どういう基準をしておられるんでしょうかね。全国平均ですか、それとも、補償の基準は。

○国務大臣(赤松広隆君) 原則的にはその地域の市場の価格を参考にいたしております。しかし、これからいんなことが出てきますので、例えば分かりやすい例でいいますと、殺処分して五分の四を支払うというときには、今、法で決められているのは三人の公正中立な方の判断の下でそういうことをやるわけですね。しかし、今もうあの大混乱の中で、じゃ三人がそろって一頭一頭の査定しながらやっていくことが果たして可能なのかどうなのかということもあります。

ですから、今月の生活資金もないと、何とかしてほしいという叫びにも似たそういう声が上がっている中で、それこそまさに農水省から官邸に上げたという意味は、もう少し農林水産行政のことだけではないと、もう少し国民生活全体、あるいはもつと大きな、危機的な状況という判断の中で政治判断をあるときにはして、そういう支払についても先払いしていくとか、書類は後で調うようにするとか、いろんなこれからは判断が出てくると思いますので、殺処分等の問題についても、これも必ず、例えば若干そこまで生育していないものであっても全体で生育したものと同じようにやるといような判断が必要な場合も出てくるかもしれないし、そういうところは私も信用していただいて、信頼していただいて、とにかくその方たちがこれから、とにかく今をまず頑張れるように、そしてまた将来的に再生ができるように、そういう仕組みをどうしたらつくっていくのかということは今考えておりますので、是非、御意見を十分に言っていただくことはもう結構でございますし、または是非それを参考にさせていただきたいと思いますが、見守っていただきたい、このように思います。

○岩永浩美君 それぞれの地域の畜産農家の皆さん方は、全国的に、やっぱりそれぞれのブランド化を図って一生懸命努力しているんですね。やっぱり豚はどこが一番いい豚をつくって、牛はどこ

というそれぞれの、西南暖地も、あるいは東北、北海道も、それぞれのやっぱり自負を持ってそれぞれの地域がブランド化を図って努力しているんですね。

だから、やっぱり今回の補償基準というのは全国平均で取るなんていうことをしないで、それぞれの地域の実態、その地域で今までやっぱり平均して取ってきたその一つの所得というのがデータで分かるわけですから、それはやっぱり地域を優先してやるということだけは是非してもらわないと、農家の生産意欲に私はつながらないと思うんですね。これについては、補償基準は地域に限定して、地域に限定というよりも地域を優先するのが全国平均なのか、この二者択一でいった場合、どうするんですか。

○国務大臣(赤松広隆君) 基本的には地域で見ますが、ただ、その中でも血統だとか、それから同じ牛でもその脂質が違ふだとかいうこともあるようなので、そういうことを考慮しながら査定をするということになると思います。

○岩永浩美君 今回の畜産、口蹄疫の問題は、大臣もやっぱり非常事態だという認識はお持ちでしょうか。

○国務大臣(赤松広隆君) これだけの数が出ているのですから、私はそういう認識が正しいと思います。

○岩永浩美君 非常事態だという御認識をいただいているとすれば、今まである一つの法律、それが非常に制約状況になっていて、うまく運用をしていく上において支障を来すということがあったら、やっぱり超法規的なやり方で事に当たっていくということとは是非やってもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(赤松広隆君) 超法規と言うと、こういう公の場で何か法律を最初から犯していいたみたいなのを大臣が言明したみたいになりますから、そういうことではなくて、弾力的な法の運用をしていくというふうに御理解をいただいているんじゃないでしょうか。

というのは、一例だけ言いますと、その五分の四でも、私は現地へ行つて、簡単に書いてくださいと、もうそれだけ書いてもらえれば、すぐ東京へ送ってもらえば仮払いでお金出しますからと言つても、一枚も上がつてこないんです。もう町も県も、とても書類一枚書ける今状況じゃないんですね。

だとすれば、上がつてくれば仮払いでちゃんと五分の四はすぐ、直ちに出すんですけれども、そう言つていてもこれは始まらないものですか、だつたら、もうそれはあるところで仮払いをするような形にして、ただ税金を使つてやる仕事ですから、全くその後も何もなくていいということにはならないんで、ただ書類は後追いで調べてもらふとかいうようなこともあり得ると。最終的に精算して、きちっと帳じり合わせればいいわけですから、そういうこともできるんじゃないかと思つております。

○岩永浩美君 超法規というのは非常に言葉として刺激的だという御答弁は、私もそれは分かりまして。

弾力的に運用するということをやつぱり県民、被害者の皆さん方にちゃんと伝われば御理解をいただくとするけれども、役所の皆さん方は、やっぱりすべての一つの法律の基準に基づいてということになってくると、これはできない、あれはできないと、平常時の一つの形の運用で考えられると、やっぱり不安感を抱くのは当然だと思ふんですね。大臣の、今回の口蹄疫の問題についての畜産行政について、非常事態という認識の上に立つた弾力的な運用を図っていく、これは是非、やっぱり宮崎県民や鹿児島県にとどまらず、畜産農家の皆さん方には是非のことだけはよく伝わるようにしてほしいと思ふんですね。

その中で、もう一つ最後に言つておきたいのは、域内の畜産農家だけを保護するということでは、これは片手落ちというのはちよつと語弊がある、不公平が出てくるんじゃないかと思ふんです。

それはなぜかという、やっぱり市場とかそういうようなものを開けないでいるんですね、市場。競り市とかそういうのをできないでいるんですよ。そこから宮崎の子牛を買っているのは隣接の鹿児島と熊本だけじゃないんですね。九州各県でもそれを買っているんですね。そういう人たちも非常に影響を受けているの、現実的に。そういう皆さん方に対する対応というのはどういうふうにしよつとしようとするのか、伺つておきたい。

○国務大臣(赤松広隆君) 今、融資制度その他いろいろあるわけですが、その対象をどこまで広げるのか。前は移動制限を掛けていたところから宮崎県全体に広げました。ただ、今、多分委員の御指摘は、宮崎県だけじゃなくて鹿児島だとかあるいは沖縄とか九州全域だとかそういうところに、市場取引が停止されているようなところと同じように被害を受けているんだから、それを考えるということだと思ふんですね。

しかし、鳥取、島根も市場取引停止をしているというふうにも聞いていますし、じゃそこまで延ばすのかとか、いろんなことがちよつとあるものですから、それは少し検討を内部でさせていたいただきたいと思ひます。

○岩永浩美君 是非、そういう被害農家の皆さん方は、圏域の中だけで被害が出ているということじゃないことだけの認識は是非していただきたいと思ひます。

最後に、よもやこういうことはないと思う、お考えじゃないと思ふんだけれども、一つ是非記憶にとどめてそういうことがないようにしていただきたいのは、今回の口蹄疫の発症が、やっぱり今後の米国や豪州とのEPA、FTAの交渉をしていく過程の中で、輸入自由化が促進されるなんて、これ国内の需給のバランスが崩れて、やっぱり輸入しろというふうな一つの機運が一方で出てきたりして、そういうことはないと思ふけれども、安心、安全な国産牛がいいという、そういう期待が日本の国民としてあるけれども、そういうふうなことがもしや頭をよぎるようなことがあつたら、断じてそういうことがないようにだけは是非していただきたい。そのことだけは警告として、そういうことが将来あり得ない、ないんだということをここで言明をしていただければ有り難い。

○国務大臣(赤松広隆君) 全くそんなことは頭をよぎっておりません。

ただ、一応民主党はマニフェストの中で、農業の振興を損なわないという前提の下でFTA、EPA、WTOについては推進をしていくということとは、これは政権といいますか、党の公約として掲げておりますので、頭からWTO、FTA、EPAを我々は否定するものではないと。ただ、それをやる上ではさつき言った、細かい文章を一言いいますが、自給率だとか、あるいは農村、農業の振興を損なうようなことをしないという前提でこれは進めていく、これは多分皆さん方と同じ立場ではないかというふうに通つております。

今回のこの肉の問題とFTA、WTO、EPAは全く関係ありません。

○岩永浩美君 是非、今の答弁のようにすっきりとした明快な御答弁をいつもいただいていたければ、本当にもつと皆さん方安心したと思ひますけれども。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。本日の議題の質問の前に、拡大を続ける口蹄疫の対策の強化を政府に求めたいと思ひます。

今回の口蹄疫は一地域だけの問題ではございませんで、日本全国に多大な影響を与えております。例えば、和牛の輸出に力を入れようとしていた東北の地域でも輸出計画が当面中止になったりとか、そういうお話を聞いておるわけでありまして、まず、そのほかに、やはり種牛の保護とか子牛の供給体制の支障も深刻でありまして、周辺の地域にも大きな影響を与えているわけでありまして、そういう意味では、やはり日本全体の畜産の重大な危機という認識で対応をしていかなければいけない、そのように思つております。

政府としましては、口蹄疫の蔓延防止、清浄化への対策の強化、そしてまた経営の危機に直面している畜産農家に対する救済支援策は当然のことながら、日本の畜産業の悪影響の防止対策にも最大の努力をしていただきたい。公明党としましては、先日政府に提案をしておりますけれども、一千億円規模の対策をすべきではないか、そのような提案をしているところでもありますけれども、非常事態としての認識の下に政府の対策を強化していただきたい、そういう思いでございます。

通告をしておりますけれども、大臣のもし決意をいただければ幸いです。

○国務大臣(赤松広隆君) 東調査団団長さんからもそういうお申しをいただきましたし、先日の委員会では鰐淵委員から、現地のまた細かな見直し、こういうことをしたらどうかというような御示唆もいただきました。それについても答えさせていただきます。

個々の細かな話は申し上げませんが、公明党からもそういう、とにかく大変な事態なんだからしっかりと予算措置もして、あらゆる努力をして、できることはすべてやって頑張れという激励もいただいたところでございますので、しっかりとそれを受け止めて頑張つてやっていきたい、このように思っております。

○渡辺孝男君 本日に畜産農家は大変な、当地の方々は大変な思いで頑張っておられるわけでありまして、是非とも対策強化をよろしく願いたいと思います。

それでは、本日の議題であります、衆議院において修正議決し、参議院に送付されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案に関連しまして質問をさせていただきますか、思います。

まず、国の責務に関連しまして規定しました本法案第三条に関連して質問をさせていただきますか、思います。

第三条第六項には、国の責務として、公共建築物等における木材の利用の促進のために人材の育

成についても必要な措置を講じるよう努めなければならない、そのように定めているわけでありましても、政府として人材の育成の方向性、どのようなお考えにあるのか、赤松農林水産大臣にお伺いをしたい。どうぞ。

○副大臣(郡司彰君) このような法案を作つて、そして広めていくというときに、その人材はというところが大変大きな課題になってきているというふうな思っております。

そのために、今年からでございますけれども、木造建築に関する技術者養成のために、森林や木材設計に関するカリキュラムの実施ということをや算化をさせていただきます。

また、地域材利用に取り組みもうとする大工さんあるいは工務店に対する技術講習会等も実施をしておるところでございます。

加えまして、これまで、やはりその需要と供給の関係からいえば、建築士の方の中で木造に関する設計を手掛けるという方も少なくなってきたという、そういう実情がございますから、建築士の方々に対する講習会等も実施をしているところでございます。

また、この人材育成に関しましては、住宅業界との連携というものも不可欠であろうというふうな思っております。このため、住宅業界も参画をして設立をされた木のまち・木のいえ推進フォーラムなどを活用をいたしまして、また国交省などとも連携をする上で人材の育成に努めていきたい、そのように思っているところでございます。

○渡辺孝男君 やはり、本法案成立を公明党としても目指したいと思うわけでありましても、これを実行するためには、関連するそういう人材の育成、それが大変重要でございますので、この推進もしっかりと図つていただきたい、そのように思っております。

また、次の問題ですけれども、国の責務として、第三条第一項には、木材の利用促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施することが定め

られていくわけでありましても、林業の生産性向上のための施策の集約化にとつて大きな課題であります森林所有者の確定や森林境界の明確化に関しまして、先ほども質問がございましたけれども、今後どのような方向で臨むのか、この点に関して大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○副大臣(郡司彰君) これも先ほどから議論いたしておりましたが、まさにこの境界をどうしていくかということが集約化の前提になるだろうというふうな思っております。そのために、農林水産省といたしまして、境界あるいは所有者が不明で整備が進まない森林について、市町村や地域住民等が行う境界の明確化活動に対する支援等も行つていくところでございます。

また、先ほどの議論の中にもございましたけれども、これまでの議論の中にもございましたけれども、このような地籍調査等も行つておりますけれども、その部分についても、例えばこれからGPS等の新しい技術というものも使えばもう少し簡便な形で、もつとありていに言えば、予算をかなり縮小をした中でも同じ面積ができるだろう。同じ面積だけではなくて、予算をそのまま使えば何倍もの面積ができるようなことにもなるだろう。そのために、林野庁も最大限これから努力をして、この境界の明確化ということについてより一層取り組んでいきたいというふうな思っております。

○渡辺孝男君 次に、木材の自給率に関しまして質問をさせていただきますか、思います。

本法案の目的規定の第一条には、木材の自給率の向上に寄与することが書かれているわけでございます。

そこで、まず第一の質問としましては、木材自給率の近年の動向について農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(舟山康江君) お答えいたします。我が国の木材自給率、これは九七換算でありますけれども、データが把握できる昭和三十年の九四・五％から徐々に減少いたしまして、平成十二年及び平成十四年には過去最低となる一八・二％

となりました。その後、平成十七年には七年ぶりに二〇％台を回復いたしまして、平成二十年、これは把握できる直近のデータですけれども、二四％となっているところでございます。

この自給率がここ数年上昇した理由といたしましては、実はこれ、木材の需要量が低下しているんですけれども、そういう中で、かなり人工林を中心として資源が成熟して、非常に利用可能な木材が増えているということが一つ挙げられると思います。

もう一つは、今まで合板等につきましては国産材の利用が進んでいなかったんですけれども、技術の開発なども伴ひまして合板にも国産材が利用できるようなことになっていくこと、それからロシア材の丸太輸出関税の段階的な引上げによる輸入量の激減、また中国等ほかの国で木材の需要が相当大きく伸びておりまして、そういう中で、住宅メーカーなども輸入材から国産材へ、やはり安定供給という意味で国産材へ若干ですけれどもシフトしつつあるという状況の中で、今やつと少し上向きになっているということだと思っております。

○渡辺孝男君 今のお話ですと、以前は、昭和三十年代は九四％も木材の自給率があったということとありますが、残念ながら今はもう、直近の、まあ少し上がつてはきているけれども二四％というような値が出ているということで、まだまだ頑張らなければいけないという思いが強いわけでありま。

そこで、農林水産省としては、昨年の十二月二十五日に森林・林業再生プランというところを取りまとめまして、十年後の木材自給率五〇％以上という意欲的な目標を掲げているわけでございます。この具体的な計画あるいは工程表等について、どのようにこの目標を達成していくのか、その点について農林水産省、大臣あるいは三役の方でお話をいただければと思います。

○副大臣(郡司彰君) 昨年の暮れに再生プランという形でまとめさせていただきました、その中で十年後

となりまして、その後、平成十七年には七年ぶりに二〇％台を回復いたしまして、平成二十年、これは把握できる直近のデータですけれども、二四％となっているところでございます。

には五〇%以上を目指していこうというような試算をさせていただきます。

もう御存じのことだというふうに思いますけれども、日本の国は世界で有数の木材の需要というものがあつた国でございます。一方で、自給率そのものは二十数%に低迷をしておりますけれども、その潜在的な供給力というものは世界でも有数の部分がある、そのような蓄材というものを、戦後の植林の中で今や伐期を迎えているようなことになっているかというふうに思っております。

したがって、このことについて、世界の状況から見ても、私たちの国の木材をきちんと使えるようにしていこう、生産費を下げる、あるいはまたそのための路網を開設をしていく、さらに、先ほど言いましたような、そのための集約化等も行いながら、一方で、先ほどは建築をするための人材の育成ということがございましたが、トータルで山を見ながらプランニングをする、コーディネートをするという、そうした人材というものの育成も必要だということ、それぞれの方面ごとに今検討の会を開かせていただいて、そしてその全体を統括をするような国の基本計画の在り方についてもこれまた検討を進めさせていただいております。

つまりところは、最後のところの加工や流通や直接の、パイオマスなども含めて需要というものをどれだけつくれるかというところの川下の問題も含めてトータルの作業を今しているところでございまして、それぞれの中で、製材用でありますとかパルプチップ用、合板用というものの自給率というものをそれぞれにどの辺まで上げれば五〇%以上になるんだという目標掲げの中で取り組まさせていただきます。

○渡辺孝男君 検討しておることとお話しではございますけれども、本当に十年後木材自給率五〇%以上というのは意欲的な目標でございまして、やはりしっかりと計画を作りながらその実現に向けて取り組んでいただきたいと、公明党

もそのような思いでございしますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、今回、衆議院に内閣が提出した公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案によつて期待できる木材自給率向上の効果につきましてはお伺いしたいと思います。

○副大臣(郡司彰君) これは詳しく説明をさせていただきますけれども、これは少しく説明をさせていただきますけれども、老人ホーム等も含んでのことでございますけれども、床面積のベースでいきますと、四割に当たります六百万平方メートルが木造化が可能な低層の公共の建築物でございまして、このうち木造化されているというものが百万平方メートル、木造化されていないというものが約五百万平方メートルということになっております。

今回の法案によりまして、民間で整備されるものも含めまして、低層で木造化されていない五百万平方メートルのうち半分程度を木造化していきたいというふうに思っております。だとすると、先ほどの百万平方メートルと合わせまして三百五十万平方メートルぐらいの需要になっていくだろう。そして、年間でいいますれば七十万から八十万立方メートル程度増加すると試算をさせていただいております。このことによりまして、公共建築物の木造率が七・五%、現状でございまして、三割程度の二四%に向上をするというふうな試算をさせていただいております。こうした試算の下で、木材需要の総量を平成二十年度の規模程度と仮定した場合でございまして、これにより、大体八千万立方メートル程度ということになります。木材自給率は一%程度でございます。

よつて向上をするというのが試算でございます。なお、もちろん当たり前の話でございまして、需要が喚起をされて民間等の住宅等の建設そのものがこうしたものを取り入れていくということ

になればそのところはまた増えるということでございますが、厳密に公共のことに限らないかというふうにも思っております。

○渡辺孝男君 次に、衆議院における修正案では、今お話ししましたような内閣提出の原案に比べてまして木材自給率が改善される、そのように期待をしておるところでありますけれども、その根拠についてお示しをいただければ幸いです。西衆議院議員、よろしくお願いたします。

○衆議院議員(西博義君) ありがとうございます。御紹介いただきました修正案の提出者の西でございます。

衆議院における修正案の提出者の一人として、今回の修正で原案より木材自給率が改善されるということになるものと大変期待をしております。ところでございまして、その根拠を何点か申し上げたいと思ひます。

まず、木材自給率の向上に寄与することがこの法律の目的であることを目的規定において明確にさせていただきました。

二つ目に、同じく目的規定において、木材の地産地消等を念頭に置きつつ、木材の利用を促進することが山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること、このことを明確に位置付けをさせていただきましました。

三つ目は、定義規定の修正によつて、主として国産材の利用を目指して、木材の利用を促進する対象を公共建築物における建築資材としての使用だけではなくて、木材の利用一般にまで拡大をさせていただいたこととさせていただきます。

四つ目として、さらに、言わば木材の地産地消の重要性に着目した規定として、国等が、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであるというところにかんがみ、木材を利用した住宅の建築を促進するため必要な措置を講ずべき旨の規定を第十七条に追加をさせていただきました。

様々な今回の追加をさせていただいたことにより、原案より自給率が改善されるものというふう

に期待をしておるところでございます。

なお、私もいたしましたし、この自給率の努力目標の規定は、目標そのものの規定は今回は成りなかつたわけでございまして、今回の改正の趣旨を踏まえまして、政府としてこの木材自給率の目標をきちんと位置付けた上でその実現の取組を具体化していただきたいというふうに心からお願いをしたいと思います。先ほど既に副大臣の方から具体的な内容もお話ございましたし、このことも相まって自給率が更に向上していくことを心から期待しているところでございまして、以上でございます。

○渡辺孝男君 衆議院で閣法に修正案を加えて、衆議院の方は全会派一致で通つたということで、内容的にも充実したものになったと、私はそのように考えております。

修正案提出者の西衆議院議員、御退席、結構でございます。あと質問はございませんので、もう一つ、もう時間がないので最後に御聞きしたいと思ひます。

森林プランナーですね、これは大事な役割を今後果たすと考えておりますけれども、この森林施業のプランナーにつきましてこの育成の状況と今後の推進策について最後にお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○大臣政務官(舟山康江君) 御指摘の森林施業プランナーにつきましては、やはり間伐等の施業内容、経費、木材の販売収入などを示した上で森林施業全体を提案する、トータルで山を見てそういった大きな提案をしていくという、そういう方ですけれども、非常に、この施業の集約化を進め、またきちんとする、稼げる林業を目指す上では大変重要だと思っております。やはり、そういったきちんと山を見ることができる人、提案できる人、そういった人材の育成というのは、実は昨年十二月に発表いたしました森林・林業再生プランの中でも人材の育成というのは大きな課題として位置付けさせていただいております。こ

れからも一層推進していく、育成の推進というのには必要だと思っております。

そういう中で、今現状を申し上げますと、これは平成十九年度からこういったプランナーの育成に対する支援を実施してきておりまして、平成二十一年度までに六百六十名が基礎研修を受講しています。これにつきましては、平成二十一年度の第二次補正予算におきましても、更なる集合研修等を実施する予算を計上しておりますし、平成二十二年予算においても、森林施業プランナーの育成研修について更なるステップアップのための研修、それから研修修了者が実際に、頭の知識だけではなくて実際に現場で働くような、そういったOJT研修、そういったものも実施しております。やはりこういった人材の育成につきましては更なる充実を図っていきたいと思っております。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

冒頭、やはり日々刻々と事態が進行しています。口蹄疫の問題で、私も先日質問させていただいたんですけれども、今の時点でも付け加えて要請しておきたいと思うんですけれども、とにかく、一つは、この今の範囲から広がらないように、蔓延防止ということでは政府が責任を持って、何としても広がらないようにやっていただきたい、全力でやっていただきたい。そのために埋却です、テレビでも映し出されてきていますけれども、豚舎の中で片や死んでいる豚がいて、しかしどうしようもない状態で、ほかの豚もひしめき合っているという状況が映し出されるのを見るともう本当に胸が詰まるような、本当に苦しい気持ちになるんですけれども、一日も早くその埋却ができるように全力を挙げてやっていただきたいということ。

それと、補償の問題ですけれども、畜産の評価額が出るまでにはちょっと時間が掛かるというのがあって、それまでの間、仮払いをするなど、生

活をやったり助けたいために、そういう対策を是非取っていただきたいということを最初にちょっと要請をしたいと思えます。

○国務大臣(赤松広隆君) とにかく早く埋却をして処分すると、これがもうポイントだと思っておりますので、さらに、今、獣医さん、そして補助員、自衛隊の皆さんも含めて人も増強いたしましたのでそのピッチを上げたいということが一つ、それから経済支援、特に日々の、今どうするかという、これについては各党各委員からもそれぞれお話をいただいておりますので、さっきも例で申し上げましたけれども、書類さえ上げていただければ直ちに仮払いで払いますよと言っているんですが、その紙さえも上げる今余裕がないというのが現地の状況であろうというふうに思っておりますので、それについては、税金を使うわけですからいいかげんにやっていいということではなくて、ただ、弾力的な運用の中で書類の提出は後先になるというふうなことも含めて、委員御指摘の方向でしっかりと取組をさせていただきたいというふうに思っております。

○紙智子君 それでは、公共建築材の法案について質問いたします。

政府案が衆議院で修正協議を行って、目的規定の中に木材の自給率の向上に寄与するというのを追加をし、木材利用を工作物にも拡大するなど、六項目が加えられて送られてきました。これは我が党も賛成でありまして、私もこの間、北海道を始め幾つかの自治体あるいは森林組合や林業家の皆さんと懇談をし、いろいろ話し合ってきました。現場では本当に様々な努力や工夫がされていて、本当に日本の林業を立て直したいと、やっぱり日本の木の良さや森林の良さ、大切さを本当に知っていただきたいと、そして地域材で地域経済を良くしたいという思いが本当にあふれているということを実感してまいりました。

現在、我が国の森林の総蓄積量でいうと四十四億立方メートルと。それで、年間木材消費量が二千万立方メートルに対して年間成長量が消費量を

上回っているという状況になっているわけです。国産材の活用を促進して地域振興にもつなげるために、やっぱりこの法案をよりどころにして進めていく、取り組んでいく必要があるんだというふうに思っています。

それで、環境面からの議論、視点での議論と、それからやっぱり日本経済再生という視点から、外需依存ということじゃなくて内需をもっと強みにやらなきゃいけないと、一次産業大事なんだという角度からこの問題について焦点を当てられていると思いますし、林業や、森林・林業の再生そのものに焦点が当たってきているというふうに思います。

それで、国産材の利用拡大に取り組んで、この中山間地域の経済の柱として林業や木材産業を位置付けて振興することで、新たな産業の創出という問題、それから雇用拡大、ここにつなげていくということも求められますし、国産材の利用拡大が地域の資源内容に即して、それぞれの地域でまた違うわけですけど、資源内容に即して生産や加工体制を確立するなど、地域の林業や木材産業の活性化につながるものにしたいというふうに思っています。

この点で、まず最初に大臣の重要性ということでの御認識を伺いたいと思います。

○副大臣(郡司彰君) 今御指摘があったように、森林・林業の一方の面は、CO₂などの環境に関するものがあります。これは、山をよみがえらせる、そのことによってきちんとその機能も発揮をするというような観点も大事だろうというふうに思っております。

これまで、この国の木材が適正に利用されることなく、自給率が下がってきた。そのことによって、例えば製材所でありますと、二万ほどのものが今は七千台にまで落ち込んでいるというふうに思っております。林家の方々の意欲も失われました。山林労働者そのものも減ってきております。また、地域の工務店などもなかなかその地域材を使わないというふうな形、さらにはそこに働

く運輸の関係というものも雇用というものが少なくなってきたらというふうに思っています。このようなものを活性化することによりまして、地域の雇用あるいは所得というものを増やして、地域そのものの活性化を、つなげていくような形をするべきだというふうに思っております。

まさに、ドイツなども三十年前には同じような状況から今ではGDPの五%、六%という大きな産業に育ってきておりまして、また、新たなバイオマスでありますとか、あるいはきちんと資源が活用されていることによりまして山村が生き生きする環境を迎え入れる地元にもなれると、このような複合的な発展を目指す意味でこの法案をよりどころにきちんと進めていきたい、そのように思っております。

○国務大臣(赤松広隆君) 委員御指摘のとおり、環境の側面から見ると、一方で産業という面から見る、非常に大切な視点だと思っております。その意味で、これからこの川下、受皿がしっかりとしていなければ、幾ら山を整備しても木を切り出すわけにいきません。

その意味で、特に木材を使った形での建築物ということで、まず随分と始めよう、公共建築物が今七・五%という木造率ですから、ここを何とかして突破をしていこう。今回は特に、島田林野庁長官もいいますが、今まではなかなか国交省が厳しいんですよということをやっていたんですが、そんなことを言わずに門をたたいてみようということとでたいたしたら、力が強かったのかもしれないんですが、どんと開いて、今まで官庁営繕なんか相手にもしてくれなかったというふうな聞いています。が、むしろ積極的に前向きに林野庁、農水省と国交省でこれから将来に向けて建築基準法の見直しも含めて木材利用のためにしっかりと取り組んでいこうということできたということは大変良かったと思っております。

具体的には、面積で今制限されたり高さで制限されたり形で建築基準法が一つの木造利用の手かせ足かせになっている部分がありますから、そ

ういうところの改正に向けても頑張っていきたいと思っております。

○紙智子君 次に、国産材の需要拡大に当たって、その基礎となる樹種や木材の蓄積量などの森林資源の情報を林業関係者が把握できるといのは非常に大事だというふうに思うわけです。都道府県によってはこの現状把握にアンバランスがあるのか、どこにだけ木があるのか、成長しているのか、蓄積が進んだのかということが把握されていない県もあって、大きな差が生じているというふうに言われているわけです。基礎的な情報は、衛星データなども活用して、林業関係者が全国的に把握できるようにすることが重要だと思っておりますけれども、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(島田泰助君) 適切な森林整備を進めていく上、また計画的な木材生産を確保していくというような観点からは、やはり森林資源情報をどうしても整備することが重要だと我々考えております。

今、こういうことのために、森林所有者、また、その森林の面積、樹種、材積などの情報は森林簿というもので明らかになっております。この森林簿と地図の情報を一元化したGISの導入ですとか、これらの森林資源を施業集約化に取り組み事業体ごとに取りまとめまして、原木の供給可能量として地域ごとに集積をして川下の事業者へ提供する取組など、今取り組まさせていただきますところでございます。

こうした森林資源情報の整備は我々非常に重要だというふうにして先ほど申し上げましたけれども、昨年末に策定をいたしました森林・林業再生プランの中でも、この森林資源情報の的確な把握というのが一項目入ってきておりまして、現在、森林・林業再生に向けたこうした情報整備の在り方について検討を行わせていただいているところでございます。

○紙智子君 二〇〇一年から二〇〇六年の民有林の伐採面積、造林面積を見ますと、例えば北海道の十勝地方というのは、二〇〇五年、二〇〇六年

の伐採面積が異常に大きいんですね。造林が少ないうえに、このまま推移すると五十年後は蓄積が三割に落ち込むと、はげ山になってしまうという推定値を研究者が出しているんですね。

林野庁は、こういう伐採後造林されていない実態というのは把握しているのでしょうか。

○政府参考人(島田泰助君) 伐採後の実態については、人工林の伐採後、三年以上経過しても植栽が完了していないものを造林未済地として市町村等が把握をしております。こうした数字は私どもも把握をさせていただいております。

ちなみに、造林未済地全体の面積、平成十八年の三月で一万七千ヘクタールというふうにして把握をしております。このうち、平成二十一年の三月までに九千八百ヘクタールが解消をされたというふうにして考えております。さらに、その期間、新たな造林未済地、六千二百ヘクタールほど発生をしておりますので、平成二十一年三月の状況では約一万四千ヘクタールの造林未済地があるというふうにして私どもは把握をいたしているところでございます。

○紙智子君 その三年以上植林されていない場所で再造林をどう進めるんでしょうか。

○政府参考人(島田泰助君) 森林所有者に対してその働きかけを行っていくということが最も重要な課題だというふうにして考えていますし、こうした面積の中では、更新方法も天然更新を採用している部分もございまして、更新が完了していない林分というのもこの造林未済地の中に入ってきておりますので、こうした現地の実情に応じまして森林所有者さんたちが造林をしていただけるように、私どもも積極的に働きかけていくように、市町村と協力しながら取り組んでいきたいというふうにして思っております。

○紙智子君 北海道は十勝、網走での皆伐面積というのがすごく広いんですね。百ヘクタール以上の大皆伐をやるわけです。それで、持続的な林業経営に皆伐面積をやっぱり制限していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

も、この点、いかがでしょうか。

○大臣政務官(舟山康江君) 再造林につきまして、やはり持続的な森林利用、森林経営について大変重要な視点だと思っております。

基本的には、森林法の中で、伐採時に伐採後の造林の内容を市町村長に届け出させて、植栽等が行われない場合には市町村長が是正を命ずることができると、そうなっているんですけれども、残念ながら、必ずしもそうなっていないという状況があります。

一つには、森林施業計画、施業者が間伐なり伐採をするときに森林施業計画を出さなければいけないんですけれども、これが義務になつていないわけではなくて、こういった計画が出されないままにいろいろな伐採が行われているような事例があつて、そして、命ずることができるとなつていきますけれども、実際に是正命令というのが出ていないという現状があります。

こういう中で、やはり今回、森林・林業再生プランにおいても、伐採、更新のルールの整備、最低限、施業者がやらなければいけないルールですとか、皆伐面積の上限ですとか、そういったものをきちんと出していかねばいけない、そういった認識の中で今鋭意検討を進めておりまして、これはまさに委員御指摘のとおりしっかりと監視していかなければいけない、ルールを決めていかなければいけない大事な問題だと思っております。

現在はマニュアルを作成したりとか、あと地方公共団体が地域住民と連携した巡視の強化に取り組んでいるところですが、やはり制度面からもしっかりと対策を取っていかないとと思っております。

○紙智子君 それで、どう再造林するかということでは造らせていかねばいけないというんだけれども、実際に木材の価格がすごく安過ぎて伐採後の再造林が進まないというのは、これはやっぱり小さなところなんかいえば、とっても困難であるという話をどこへ行っても聞くわけですよ。

ね。

例えば長野県の阿南町で、森林組合の組合長さんが言うには、経費が一立方メートル当たりで八千円から一万円で、トラックで愛知や岐阜に、市場に運ぶとすると運賃が三千円から五千円掛かって、それを加えると、全部で一万一千円から一万五千円だ。ところが、実際に一立方メートルの杉の丸太の価格というのは八千円だと、だからもう全然採算割れなんだというのがあつて、これはもう高知でもそう言うし、北海道にこの前行ったときに、カラマツでどうなんですかといったら、やっぱり似たようなものだということになつてますね、やっぱり実際に組合員の中の人、高齢の方で年金生活者ですよ、月に数万円の年金生活でやって、それでわざわざお金を掛けて、じゃ間伐できるかというと、もうとってもじゃないけど、そんな採算に合わないことはできないという話になつていくわけです。

ですから、そういうこととていうと、持続的な国産材を利用するためにはやっぱり再造林をしなきゃいけない、その再造林をするための最低限の価格というのは必要で、所有者が犠牲にならないような、やっぱり国が責任を持つべきだということに思ふんですけれども、これについてはどうですか。

○大臣政務官(舟山康江君) お答えいたします。

現在、再造林につきましては、森林整備事業におきまして、標準的な場合、国と都道府県で合せて経費、これは労賃ですとか苗代ですとか、そういった経費ですけれども、経費の約七割を助成できる、そんな仕組みがあります。

もう一方で、やはりこういった支援の措置はとらせていただいているんですが、できるだけ再造林のコストを安くする、そういった取組ですとか、そういった研究も進めさせていただいておりまして、例えば、通常の場合は切つてしばらくしてからもう一回、切るときに山に入つて運び出して、その後しばらくしてから造林をするということと二度手間なんですけれども、切つたその場で

すぐ造林をするような造林のやり方ですとか、それから、コンテナ苗を利用して植付け、下刈り等の経費を縮減するですとか、私も先日、高知県に行つてまいりましたけれども、そういった新しい取組の中でかなり効率的に再造林をしている事例も拝見させていただきました。

そういう取組を更に進めて、また、こういった事例を広く広めることによって、できるだけ低コストでこういった再造林が進められるような、そういう支援をしつかりとしていきたいと思つております。

○紙智子君 それは例えば森林組合とかで取り組む場合に、大きな規模でやる場合に、集約化、施業の集約化ということの中でやることだと思ふんだけれども、私が言っているのは、個々人の山持ちの人なんかで手を掛けたいけれども掛けられないという、農家の方なんか山を持ってやっているわけですけれども、そういう事態に対しての考え方についてを聞いたんですよね。

○大臣政務官(舟山康江君) 今の、もちろんそういった低コスト化の取組と同時に、前段に申し上げましたけれども、再造林についての経費助成の仕組みがございまして、個人の林業経営者の皆さんにもこういったものを利用して、やはり持続的な森林の経営というのをしっかりとやっていただくことが、これがまさに産業としての林業の育成と、もう一つはやはり地球環境問題に貢献するといった、両方の役割を果たす意味で非常に重要だと思つています。

○紙智子君 やつぱり再造林でできるような体制の援助ということは是非考えていただきたいと思ひます。

それと、北海道では森林面積の五五%が国有林なんです。国有林の動向が民間には全然情報が入らないという問題も生じています。民間と連携した取組、これは、国がやつぱり国有林は責任持つてやらなきゃいけないというのははっきりしていますけれども、民間との連携した取組なんかも是非やつてほしいという声が出されています。

それで、全国一律の対策ではなくて、地域の新たな山地育成が図れるようにやる必要があるというふうに思ふんですけれども、北海道の自治体の皆さんと懇談しますと必ず国有林の話が出てくるんです。まず、市町村で国有林にかかわっていないところって少ないぐらいなんです。

それで、国有林が荒れている、全然手が入っていない、心配だという声も聞くわけです。これに対して自治体の方々が、国有林、民有林一体となつて人工林の施業の共同化を進めたいという声も出ているんですけれども、この問題についてはいかがですか。

○政府参考人(島田泰助君) 民有林と国有林が連携をして効率的な施業を推進していくということについても、私も重要な課題だというふうにして思つております。

現在、国有林野事業においては、地域レベルで民有林と連携をいたしまして、効率的な森林整備を進めるといふ観点から森林共同施業団地というものを設定するように進めております。これについては、民有林の所有者と森林管理署長が協定などを結びまして、民有林と国有林が隣接している場合、相互に利用できる効率的な作業道を整備すること、間伐を一体的にやっていくというようなことで施業の効率化を図ろうというふうな、そんな目的でございまして、こういう取組が今全国でどんどん増えてきております。

こういう共同施業団地の設定の拡大ですとか、また路網の一体的な整備だとか、こういうようなことを含めて民有林との連携を図りながら、より効率的な取組ができるように国有林の方としても努めてまいりたいというふうにして考えております。

○紙智子君 国有林の改革でもって経営合理化がされて、地域で国有林を育てるスタッフが不足しているという実態があるわけですね。流域管理に切り替わっているわけですが、実態が地域に見えていないと、そういう不安も出ています。それで、森林整備は地域の雇用拡大にも大きな役

割を担っているわけですが、国有林と民有林をやつぱり一体的に扱うことで、長期的な、安定的な仕事の確保という面からも大事ではないかという声もあるわけです。

それで、自民党政権の時代に、かつて国有林経営の独立行政法人化を進めようとしていたんですけれども、これについては国民からの批判も非常に鋭い批判があった。民主党政権に替わつてこの方針については転換を図つたというふうに思ふんです。だと思ふんですけれども、それについては我々は妥当だと思つています。

それで、これを進めて、やつぱり国有林の一般会計化を進める必要があるというふうには私たちは思っているんですけれども、国有林そのものがやつぱり国民の共有財産として大きな役割を持っているわけで、そういう実態を総点検をして、そして、本当に本来果たすべき役割が果たせるように、地域とも結び付いて貢献できるようにしていく必要があるというふうに思ふんですけれども、これについていかがでしょうか。

○国務大臣(赤松広隆君) 私が大臣に就任をいたしました、取りあへず三月末となっております。この独法化については、一応しっかりと検討をするという意味で止めました。しかし、その後、今後の森林・林業の政策の実現あるいはそこに働く人たちのいろいろな幸せを考えたときに、一体どういう形の在り方が一番いいのかということをやつぱりしっかりと議論の中で結論を出すべきだということ、今考えております。

何でも一般会計化してあれればいいのか、それとも特別会計である部分はやつた方がいいのか、いろんな実態の中にも正直言つて意見がございします。ただ、私は、視点は、これからの森林・林業の政策を進める上でどういう形態が一番いいのか、そこに働く人たちがやる気と生きがいを持つて頑張れるのはどういふ組織なのかということの視点で考えていきたいと思つております。

○紙智子君 この問題、非常に大事なことで、十分やつぱり意見を取り入れて議論を深めていただき

たいというふうに思います。

それから、作業道、路網整備の問題ですけれども、林業の活性化に向けては作業道をより密度を高めて整備をする。それから、高性能林業機械を効率的に導入するというのは不可欠だと思ふんですけれども、山に木はあるけれども、しかし切れないと、切り出すコストが掛かり過ぎて切れないという声もあるわけです。

それで、今回の新しい白書の中でも指摘しているわけですが、架線系のシステムで三十三メートルから五十メートル、それから車両系の作業システムで百メートル以上の整備が望ましいと、こういうふうにして書いてあるわけですが、そういうことも踏まえて本格的な取組が必要だと思ふんですけれども、この点について一言お願いします。

○政府参考人(島田泰助君) 御指摘いただきましたように、間伐などの作業を効率化するためには、やはりどうしても道造りが必要になっていくというふうにして考えています。こうしたことのために、林道、そして森林施業のための作業道を適切に組み合わせた路網の整備を加速化していきたいというふうにして考えております。

平成二十二年予算においても、森林整備事業予算ですとか、農山漁村地域整備交付金などの予算を活用して路網整備を進めようとしております。また、こういう道造りを進めるに当たつては、災害の原因になることのないように、きちっとしたやはり技術、十分な技術を持って、地形に配慮をして道造りを進める必要があるというふうにして考えていますし、そういう技術者を養成することも重要だというふうにして思つております。

こういうようなことを含めまして、現在、今後の路網整備の在り方について、森林・林業再生プラン推進本部の下に路網・作業システム検討委員会というのを設けまして、地域の実情に応じた路網造りがどうあるべきなのか、どういふふうにして進めるのかというふうなことで検討を行っているところでございます。

○紙智子君 ちよつと時間が詰まってきたのでま
とめて質問しますけれども、地域材の活用に取り
組む自治体の支援の問題で、これ政務官、答えて
ほしいんですけれども、林野庁の資料によると、
平成二十一年の七月現在で三十七道府県が地域材
を利用した住宅建設に助成を行つていて、この助
成制度に取り組んでいる市町村、百二十七となつ
ています。

それで、修正案では、新たに国の責務として財
政上の支援措置に努めることが盛り込まれたわけ
ですけれども、是非、この地域材の建築に助成措
置をとっている市町村、ここに対しての支援を考
えていただきたいというのが一つ。

それから、公共建築物、その他の民間住宅など
の新築やリフォーム、それから内装の木造化を進
めるために地域材を使うと、地域での仕事おこし
の重要性という問題に触れてもう一つ言つていた
だきたいのと、あわせて、国有林の問題なんです
けど、天然林の施業、天然林の保全、再生の重要
性ということで、北海道でも国有林の人工
林六十六万ヘクタールなんですけれども、天然林
が二百十六万ヘクタールとなつていて、多くが劣
化状態にあるわけです。天然林の保全や再生が必
要だということなんですけれども、地域の雇用に
も大事だと。

それで、北海道の富良野にあります東京大学の
北海道演習林で行われている林分施業法というの
があつて、これは一九六九年に一ヘクタール当た
り三百立方メートルだった森林蓄積が二〇〇八年
の調査で四百二十立方メートルに増加したんです
ね。だから、やつぱりちゃんとやつていくと増え
るということなんですけれども、五十年に計五回
択伐をして、十年に一度、森林蓄積の七から一七
%に相当する量を伐採してきたわけです。人が手
を入れることで天然林が豊かに成長するというこ
とが事例としてあるわけで、これらを参考に国有
林での天然林の施業を増やしていただきたいとい
うことについてお願いします。

○大臣政務官(舟山康江君) まず、地域材活用に

取り組む地方公共団体に對する支援ですけれど
も、現在は、地域材を利用した都道府県が行う経
費の一部助成、それから無償提供等の助成制度に
対しまして、地方財政措置の中で特別交付税措
置、これは費用の二分の一を支援しているんです
けれども、こういった措置がされております。

そのほか、ソフト事業で、様々なパンフレット
ですとか共通部材の開発ですとか、あとは協議会
を開くとか、そういったソフトの支援をさせてい
ただいておりますけれども、今回の法律で財政上
の支援もしつかりとしていくことに努めるという
国の責務が盛り込まれたことを受けてまして、やは
りこれから具体的にどういった支援が望ましいの
か、どういった形がいいのか、しつかりと検討し
てしかるべき対策を取つていかなければいけない
と、そんなふうにも思っています。

それから、天然林ですね、私も天然林、自然林
というのは何人も手が入れないのが一番いいの
かと、全然そんなことはないと思います。やはりか
つてはずっと人間が適度に利用して、手を入れて
一定の状況に保たれてきたと思つておりまして、
そういう中でやはり原則として伐採を行わないと
いう保護林を設定して厳格な保全管理を行つてお
りますけれども、保護林以外の天然林につきまし
ても、これは、じゃ、もう保護林じゃないから皆
伐してまた針葉樹に植え替えるといったことでは
なくて、これは先ほどのどなたかの御質問にもお
答えしましたけれども、何というんでしようか、
針葉樹林神話からやはりこういった広葉樹林、混
交林、そういったもののへと転換するという方向も
ありまして、こういう自然・天然林につきまし
て、例えば今御指摘のとおり、やはり一定の抜き
伐りを行つたりとか、そういった手を入れること
によつて次世代の樹木の発生とか生育の促進を
図つていくと、そういった中で天然林を維持して
いくというのをしつかりと基本としてやつてい
きたいと思つています。

いづれにいたしましても、今事例が幾つか出し
ていただきましたけれども、そういった事例も参

考に、これからどういった形の手入れがより良い天
然林の保護育成につながるのか、そういったこと
もしつかりと検討しながら適切に維持増進を図つ
ていきたいと思つております。

○紙智子君 最後、木のすばらしさ、木造のすば
らしさを大臣に語つてほしいという、広げていく
必要があると思うんで、その決意等を語つていた
だけば。

○国務大臣(赤松広隆君) 私自身はいつもこうし
た機会に申し上げておるんですけども、木材、
木造建築のやはりすばらしさというのは、本當に
後の世代の子供たちのために貴重な人類の財産と
して残していく責任があると思つております。よ
く不登校の子供、インフルエンザの学級閉鎖、そ
ういうことを見てもやつぱり木造校舎とコンク
リート校舎では倍違いますから、そういう点だけ
でもやつぱり木の持つ優しさ、温かみというのが
子供たちのこれからの成長に大きく寄与してい
ると思つております。

そんな意味で、この法案を皆さんの力で通し
ていただいて、是非これを突破口にして、これか
ら木のある、木のぬくもりと温かさのある、優
しさのある社会実現のために頑張つていきたいと
思いますので、また御指導、御支援をよろしくお
願い申し上げます。

ありがとうございます。

○紙智子君 終わります。

○委員長(小川敏夫君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は結局したものとお認めます。
これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
す。

公共建築物等における木材の利用の促進に関す
る法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

山田君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。山田俊男君。
○山田俊男君 私は、たゞいま可決されました公
共建築物等における木材の利用の促進に関する法
律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、
自由民主党、公明党及び日本共産党の各派共同提
案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

公共建築物等における木材の利用の促進
に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な
供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ
健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材
の自給率の向上に寄与するよう、次の事項の実
現に万全を期すべきである。

一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林と
いう森林の循環を促進することにより森林の
有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発
揮されるとともに、木材の建築材料等として
の利用を促進することにより二酸化炭素の大
気中への排出等が抑制されるよう木材利用を
促進すること。

二 木材の利用により化石資源の消費が抑制さ
れるとともに、木材の多段階の利用の促進を
通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境へ
の負荷が低減されることにより、循環型社会
の形成に貢献することを旨として、木材利用
を促進すること。

三 木材の利用による森林の循環を促進するこ
とにより、国土の保全、水源のかん養その他
の森林の有する多面的機能が十分に発揮され
るよう木材利用を促進すること。

四 木材の地産地消等により、木材関連事業の
振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を
図り、山村をはじめとする地域の経済の活性
化に貢献することを旨として、木材利用を促
進すること。

五 建築基準法等の規制についての本委員会の
審査における具体的な問題点の指摘等を踏ま
え、速やかに、本法第三条第五項の検討を行

い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小川敏夫君) ただいま山田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。よって、山田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、赤松農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。赤松農林水産大臣。

○国務大臣(赤松広隆君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

ありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

平成二十二年五月二十八日印刷

平成二十二年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K